

第5章

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が雇用・労働に及ぼした影響

2020年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、企業の経済活動が大幅に制限されるとともに、人々の消費行動等も抑制された。これにより2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）のGDP成長率が大幅にマイナスになるなど、日本経済は大きな影響を受けた。雇用・労働情勢については、「宿泊業、飲食サービス業」等の産業において、女性や学生等の非正規雇用労働者を中心に就業者数・雇用者数の大幅な落ち込みや労働時間・賃金の減少等の影響がみられた。

本章では、2020年の詳細なデータをみることにより、リーマンショック期との比較もしながら、感染拡大が雇用・労働に及ぼした影響について詳細な分析を行う。

第1節 雇用・労働全体の状況

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大をめぐる2020年の主な動き

まず、本節では感染拡大による影響を大きく受けた2020年の雇用・労働の全体の状況について明らかにしていく。その前提として、感染拡大をめぐる2020年の主な動きについて概観する。

第1-(5)-1表及び第1-(5)-2図により、2020年の感染拡大をめぐる主な動きと国内の新規感染者数の推移をみってみる。国内で初めての感染者が1月15日に確認された後、3月から4月にかけて増加を続け、4月中旬にピークとなった。この間の動きとしては、2月下旬には全国規模のイベントの中止、延期等の対応や、小中学校、高校等の臨時休校の要請が行われた。4月7日には首都圏を含む7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、外出自粛や休業等の要請が行われた。4月16日には緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、5月4日には期限の延長がなされた。その後、5月14日以降、段階的に対象地域が縮小され、5月25日に全面的に解除¹された。全国的に緊急事態宣言が発出された状況に対応するため、政府は4月20日に感染防止対策や、雇用調整助成金の大幅な拡充をはじめとする雇用維持対策等を盛り込んだ事業規模約120兆円の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定し、4月30日にはその内容が盛り込まれた令和2年度補正予算（第1号）が成立した²。これに基づき、全国民を対象とする特別定額給付金の給付も行われた³。

- 1 緊急事態宣言は、2020年5月14日に北海道、首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県を除く39県で解除され、その後5月21日に関西3府県（京都府、大阪府、兵庫県）で解除、5月25日には全国的に解除と段階的に解除された。
- 2 令和2年度補正予算は、計3回編成され、第1号以降、6月12日に第2号が、2021年1月28日に第3号が成立している。
- 3 政府が実施した雇用調整助成金をはじめとする雇用対策については、第6章で詳細な分析を行う。

5月下旬から6月中旬にかけて感染者数は一旦減少傾向となり、7月22日には「Go To キャンペーン事業」⁴の一環として、東京都発着の旅行を除く「Go To トラベル事業」が開始された。他方で、新規感染者数は再び増加傾向となったが、8月上旬をピークとして再び減少傾向となった。その後、10月1日には、「Go To トラベル事業」の拡大（東京都発着の旅行の追加）と「Go To Eat キャンペーン事業」の開始がなされ、「宿泊業、飲食サービス業」などでの業況の回復が期待された。しかしながら、新規感染者数は、10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まり、12月には首都圏を中心に過去最多の状況が継続した。そうした中、12月28日には「Go To トラベル事業」が全国的に一時停止となった^{5,6}。

4 「Go To キャンペーン事業」は、地域の観光関連消費を喚起するため国内旅行の代金の割引やクーポンの配布を行う「Go To トラベル事業」（国土交通省（観光庁）所管）、飲食需要を喚起するため、消費者にポイント還元やプレミアム付食事券の発行を行う「Go To Eat キャンペーン事業」（農林水産省所管）、文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起のため、チケット代の割引等を行う「Go To イベント事業」及び商店街の活性化のためイベント等の経費を支援する「Go To 商店街事業」（経済産業省所管）の4事業で構成される。

5 感染拡大をめぐる動きについては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年4月1日変更）をもとに記載した。

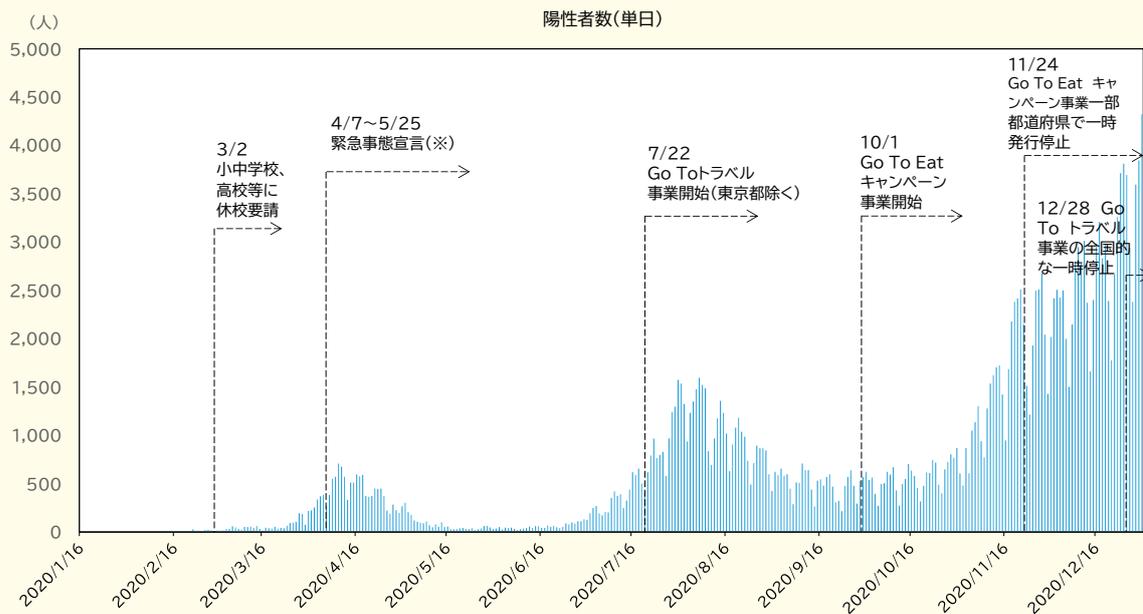
6 その後、2021年に入ると1月7日に、実施期間を1月8日から2月7日までとし、実施区域を東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県として、再度、緊急事態宣言が発出された。1月13日には新たに栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が実施区域として加えられた。その後、2月2日に栃木県を除く10都府県において実施期間が3月7日まで延長された。さらに、3月7日には、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県において実施期間が3月21日まで延長された。

第1-(5)-1表 新型コロナウイルス感染症の感染拡大をめぐる2020年の主な動き

1月	15日 国内で初の感染者を確認 30日 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
2月	13日 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（財政措置153億円）を決定 26日 全国規模のイベントの中止、延期、規模縮小等の対応を要請 27日 小中学校、高校等に3月2日から春休みまでの臨時休校を要請
3月	10日 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾（財政措置4,308億円、金融措置1.6兆円）を決定 13日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正 26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置
4月	7日 緊急事態宣言の発出（対象地域：首都圏、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県、期限：5月6日） 16日 緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大 20日 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（国費33.9兆円、事業規模117.1兆円）※4月7日の決定を変更 特別定額給付金事業の実施を発表（支給開始時期は各自自治体ごとに異なる） 30日 令和2年度補正予算（第1号）が成立
5月	4日 緊急事態宣言の期限を5月末まで延長 14日 緊急事態宣言の対象地域を縮小（北海道、首都圏、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県を除く39県を解除） 21日 緊急事態宣言の対象地域を縮小（関西3府県を解除） 25日 緊急事態宣言の全面解除
6月	12日 令和2年度補正予算（第2号）が成立 19日 都道府県をまたぐ移動について全国的に緩和
7月	22日 Go To トラベル事業の開始（東京都発着の旅行を除く）
8月	7日 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用決定（1.1兆円） 28日 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（検査体制、医療提供体制の確保・拡大等）を決定
9月	8日 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用決定（6,714億円） 15日 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用決定（1.6兆円） 19日 催物の開催制限を条件付きで緩和
10月	1日 Go To トラベル事業の対象拡大（東京都発着の旅行を含む）、Go To Eat事業開始 16日 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用決定（5,492億円） 23日 年末年始休暇の分散取得を呼びかけ
11月	12日 催物の開催制限を来年2月末まで継続する方針を決定 24日 Go To Eat事業 一部都道府県で食事券発行停止・利用抑制措置の開始
12月	15日 令和2年度補正予算（第3号）を閣議決定 21日 令和3年度予算政府案を閣議決定 28日 Go To トラベル事業の全国的な一時停止

資料出所 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP、財務省HPをもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

第 1-(5)-2 図 新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移



資料出所 厚生労働省資料をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。
- 2) チャーター便を除く国内事例については、2020年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- 3) 国内事例には、空港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。
- 4) 緊急事態宣言は、4月7日に首都圏、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に発出された後、同月16日に対象地域が全都道府県に拡大された。その後、5月14日には北海道、首都圏、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県を除く39県で解除、5月21日には関西3府県(京都府、大阪府、兵庫県)で解除、5月25日には全国的に解除と段階的に解除された。

2 経済・消費の動向

●日本経済は2020年第Ⅱ四半期(4-6月期)に大幅に急速に悪化した後、2020年後半にはプラス成長となったが、感染拡大前の水準には戻らず

こうした感染拡大をめぐる動きを踏まえ、2020年の日本経済の状況についてみていく。

第1-(5)-3図により、2020年のGDPの推移をみると、名目GDP、実質GDPともに一時的に大幅に減少し、第Ⅱ四半期(4-6月期)には、実質GDPは前期比-8.1%、名目GDPは前期比-7.8%となった。その後、第Ⅲ四半期(7-9月期)及び第Ⅳ四半期(10-12月期)にはプラス成長となったが、GDPの規模としては感染拡大前の水準を下回っている。

第1-(5)-4図により、実質GDP成長率を需要項目別にみると、感染拡大前の2019年第Ⅳ四半期(10-12月期)には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減、大型台風の影響等により、民間最終消費支出、民間総資本形成がマイナスに寄与し、マイナス成長に転じていたところ、2020年第Ⅱ四半期(4-6月期)には民間最終消費支出が更に大きく落ち込むとともに、純輸出の減少もマイナス成長に大きく寄与した。その後、第Ⅲ四半期(7-9月期)及び第Ⅳ四半期(10-12月期)には民間最終消費支出、純輸出の増加がプラス成長に寄与した。

リーマンショック期の2009年と比較すると、リーマンショック期は主に純輸出と民間総資本形成(企業の設備投資など)がマイナス成長に寄与したのに対し、感染拡大期には純輸出の

ほか民間最終消費支出（個人消費）がマイナス成長に寄与したことが特徴といえる⁷。

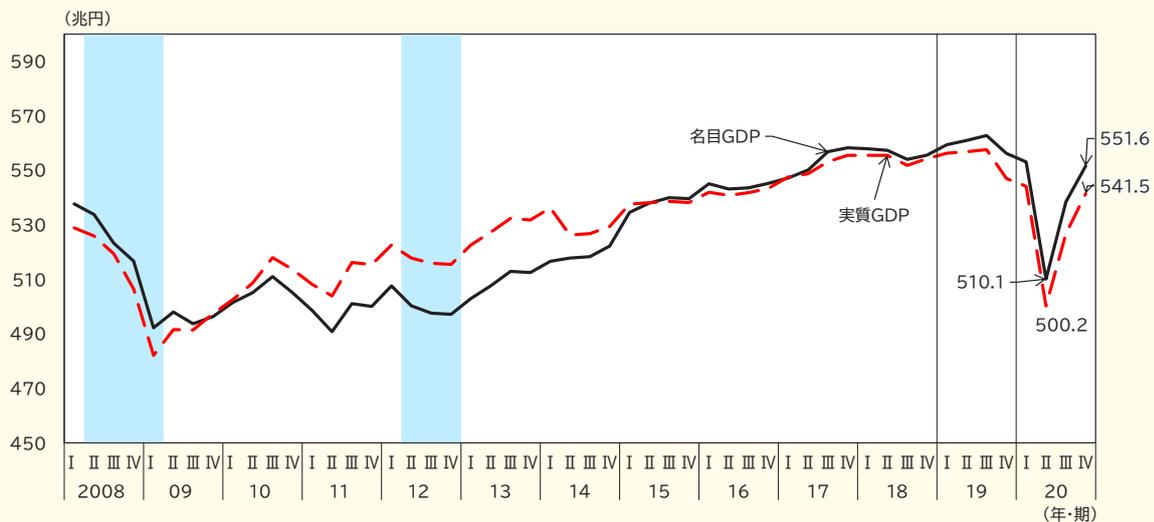
続いて産業活動への影響をみるため、第1-(5)-5図により、鉱工業生産指数、第3次産業活動指数の推移を確認する。鉱工業生産指数及び第3次産業活動指数は、最初の緊急事態宣言が発出された2020年4～5月に大きく低下し、5月を底として6月以降は回復基調となった。しかしながら、12月時点では感染拡大前の水準には戻っていない。

リーマンショック期と比較すると、鉱工業生産指数はリーマンショック期の2009年と同水準まで低下したが、低下幅はリーマンショック期の方が大きかった。一方で、第3次産業活動指数は感染拡大期の方がより低い水準まで落ち込み、低下幅もより大きくなった。

なお、全産業活動指数も感染拡大期の方が低下幅が大きい。

第1-(5)-3図 名目・実質GDPの推移（再掲）

- GDPについては、2019年には、名目・実質ともに2018年第IV四半期（10-12月期）から上昇傾向で推移していたが、消費税率引上げ後の2019年第IV四半期（10-12月期）に実質GDPは前期比1.9%減、名目GDPは前期比1.2%減と減少し、5四半期ぶりのマイナス成長となった。
- 2020年には、感染拡大の影響により第I四半期（1-3月期）から第II四半期（4-6月期）にかけて実質GDPは前期比8.1%減、名目GDPは前期比7.8%減の大幅な減少となった。その後、第III四半期（7-9月期）及び続く第IV四半期（10-12月期）はプラスとなった。



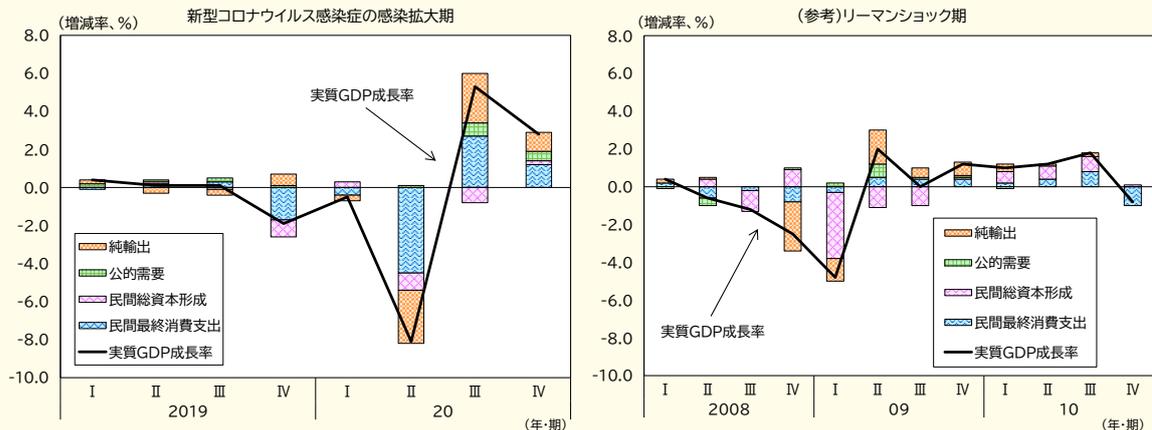
資料出所 内閣府「国民経済計算」（2021年第I四半期（1-3月期）2次速報）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 名目GDP、実質GDPはともに季節調整値。
- 2) グラフのシャドー部分は景気後退期。
- 3) 本白書では、2019年～2020年の労働経済の動向を中心に分析を行うため、見やすさの観点から2019年と2020年の年の区切りに実線を入れている。

7 ここでは、リーマンショック期は2008年第IV四半期（10-12月期）、2009年第I四半期（1-3月期）、感染拡大期は2020年第I四半期（1-3月期）、2020年第II四半期（4-6月期）についてみている。

第 1-(5)-4 図 実質 GDP 成長率の寄与度分解 (2019 年~2020 年)

- 実質 GDP 成長率を需要項目別にみると、2019 年第 IV 四半期 (10-12 月期) には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や大型台風の影響等により、民間最終消費支出、民間総資本形成がマイナスに寄与し、マイナス成長に転じていたところ、2020 年第 II 四半期 (4-6 月期) には民間最終消費支出が更に大きく落ち込むとともに、純輸出の減少もマイナス成長に大きく寄与した。その後、第 III 四半期 (7-9 月期) 及び続く第 IV 四半期 (10-12 月期) は民間最終消費支出、純輸出の増加がプラス成長に寄与した。
- リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期では主に純輸出と民間総資本形成がマイナスに寄与したのに対し、感染拡大期では純輸出のほか民間最終消費支出がマイナス成長に寄与した。

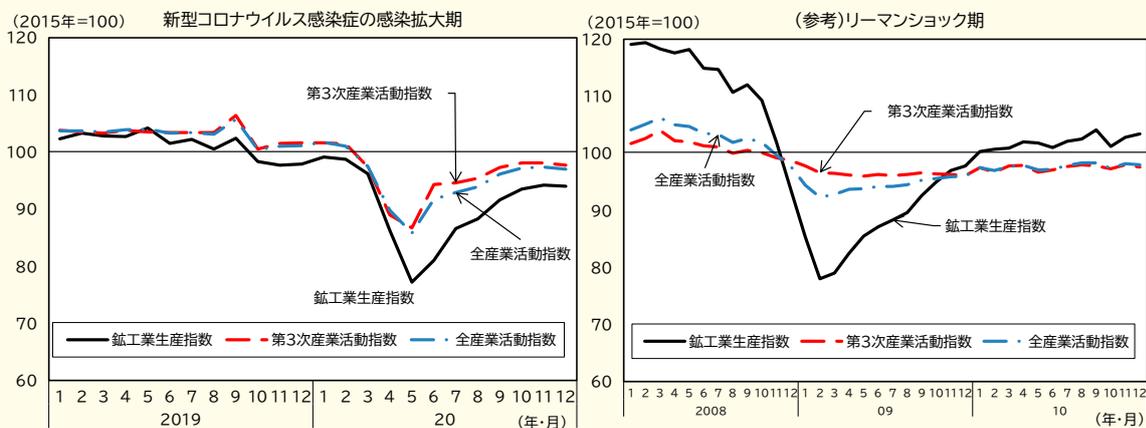


資料出所 内閣府「国民経済計算」(2021年第 I 四半期(1-3月期)2次速報)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 純輸出 = 輸出 - 輸入
 2) 民間総資本形成 = 民間住宅 + 民間企業設備 + 民間在庫変動
 3) 需要項目別の分解については、各項目の寄与度の合計と国内総生産(支出側)の伸び率は必ずしも一致しない。

第1-(5)-5図 鉱工業生産指数、第3次産業活動指数の推移

- 鉱工業生産指数及び第3次産業活動指数は、最初の緊急事態宣言が発令された2020年4～5月に大きく低下した。5月を底として6月以降は回復基調となったが、12月時点では感染拡大前の水準には戻っていない。
- リーマンショック期と比較すると、鉱工業生産指数の低下幅はリーマンショック期の方が大きい。また、第3次産業活動指数は感染拡大期の方がより低い水準まで落ち込んだ。なお、全産業活動指数も感染拡大期の方が低下幅が大きい。



資料出所 経済産業省「鉱工業指数」「第3次産業活動指数」「全産業活動指数」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) データは季節調整値。「全産業活動指数」は2010年=100とする指数を2015年1～12月を100とした指数に変換したもの。
 2) 全産業活動指数は、2020年7月分まで公表をしており、2020年8月以降は、「鉱工業生産指数」及び「第3次産業活動指数」をもとに作成した統合指数の変化率により外挿した推計値。

●家計消費は「被服及び履物」「教養娯楽」等が大幅に減少した一方、いわゆる「巣ごもり需要」等により「家具・家事用品」等が増加した

第4章でみたように、第1-(5)-6図によれば、2020年は感染拡大の影響を受けて、消費総合指数が急速に低下し、実質総雇用者所得も低下した。本章においては家計消費について詳細な動向をみていく。第1-(5)-7図は2020年各月の家計消費の内訳を費目別にみたものであり、第1-(5)-8図はそのうち変動の大きい費目について更に詳細な内訳をみたものである。まず、第1-(5)-7図により家計消費全体の動向をみると、2月以降の外出自粛や休業の要請等、4月から5月にわたり発出された緊急事態宣言等の影響により、3月から5月にかけて消費支出額は全体として大幅に減少した。その後の6月以降、特別定額給付金の支給や「Go To キャンペーン事業」の開始等もあり、減少幅はやや縮小している。10月の消費支出額が前年同月比増となっているのは、前年10月の消費支出額が消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減により押し下げられていた影響によるものと考えられる。

次に、同図により費目別に推移をみてみると、減少が顕著な費目としては、「被服及び履物」(前年比17.6%減)、「教養娯楽」(前年比16.0%減)、「教育」(前年比10.7%減)、「交通・通信」(前年比10.0%減)があげられ、特に3月から5月にかけて「被服及び履物」「教養娯楽」の減少幅が比較的大きい。これは、緊急事態宣言等により外出や移動が控えられたことで、衣料品、娯楽サービス(旅行、宿泊等)への支出が大きく減少したことが背景にあると考えられる⁸。このうち、「教養娯楽」については、第1-(5)-8図の(3)をみると、休校や在宅勤務・

8 「教育」については、2019年9月からの幼児教育・保育の無償化による保育料等の軽減の効果が考えられる。

テレワークなどにより、自宅で過ごす時間が増えたことに伴ういわゆる「巣ごもり需要」により、「パソコン」「ゲームソフト等」で増加がみられた一方で、「宿泊料」「映画・演劇等入場料」など外出を伴う支出のマイナス寄与が大きいため、総じてみると大幅減となった⁹。また、「交通・通信」も、3月以降低下傾向で推移しており、第1-(5)-8図の(2)をみると、都道府県をまたぐ移動や出国制限により航空運賃が、通勤・通学や外出機会の減少により鉄道運賃やバス代等が、前年同月比で大きく減少している。

他方で、第1-(5)-7図において増加傾向で推移した費目としては、「家具・家事用品」(前年比10.6%増)、「保健医療」(前年比3.2%増)、「食料」(前年比2.7%増)があげられる。「家具・家事用品」については、自宅で過ごす時間の増加に伴ういわゆる「巣ごもり需要」など生活家電等の需要が増加したことにより支出が増加したものと考えられる¹⁰。「保健医療」については、3月、4月は減少したものの総じて増加傾向となった。これには、第1-(5)-8図の(4)のとおり感染防止対策によりマスク等の「保健用消耗品」の支出が大幅に増加した一方、後述のように保健医療・介護サービスの支出が減少したことが影響していると考えられる。「食料」については、第1-(5)-8図の(1)によれば、飲食店での「飲酒代」「食事代」が大幅に減少した一方、家庭内での食事などいわゆる「巣ごもり需要」などにより「チューハイ・カクテル」「パスタ」「即席麺」「生鮮肉」「冷凍調理食品」など家庭内で消費する項目が増加し、総じて増加となった。¹¹

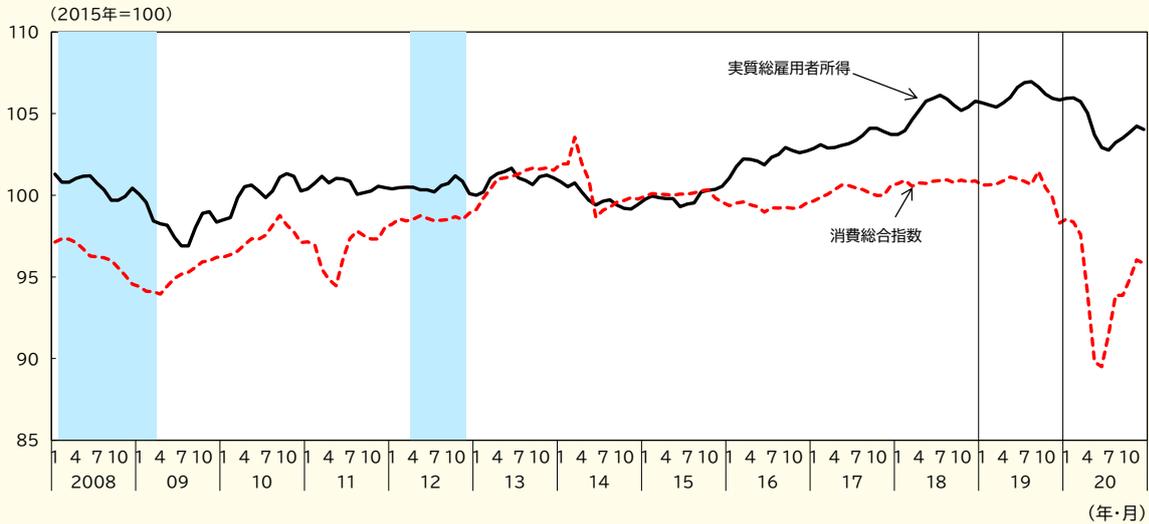
9 その後、10月に小幅減少となっているが、この背景には「Go To トラベル事業」の対象に10月から東京都発着の旅行が含まれたこと等の影響があるものと考えられる。この影響は宿泊料の支出が10月に前年同月比でプラスに転じていることにも表れている。

10 内閣府「景気ウォッチャー調査」(令和2年6月調査結果)において、百貨店や家電量販店において、特別定額給付金の支給の効果で白物家電や季節商材等の売上げが伸びているという声がみられる。

11 飲食店の売上高の前年同月比の推移をみると、4月から5月にかけて大幅に減少した後、「Go To Eat キャンペーン事業」が開始された10月にかけて減少幅が縮小したものの、感染者数が再度増加したことにより、11月以降には再び減少幅が拡大している。(付1-(5)-1図)

第1-(5)-6図 消費総合指数と実質総雇用者所得の推移（再掲）

- 2019年は、実質総雇用者所得が緩やかに増加する中、消費総合指数に持ち直しの動きがみられた。
- 2020年には、感染拡大を受けて、消費総合指数が急速に低下し、実質総雇用者所得も大きく低下した。後方3か月移動平均でみると、消費総合指数は6月に、実質総雇用者所得は7月にそれぞれ底を打ち、回復傾向がみられたものの、年内に感染拡大前の水準には戻らなかった。
- 2008年のリーマンショック期と比べると、消費総合指数が急速に低下したほか、実質総雇用者所得も低下幅が大きい。

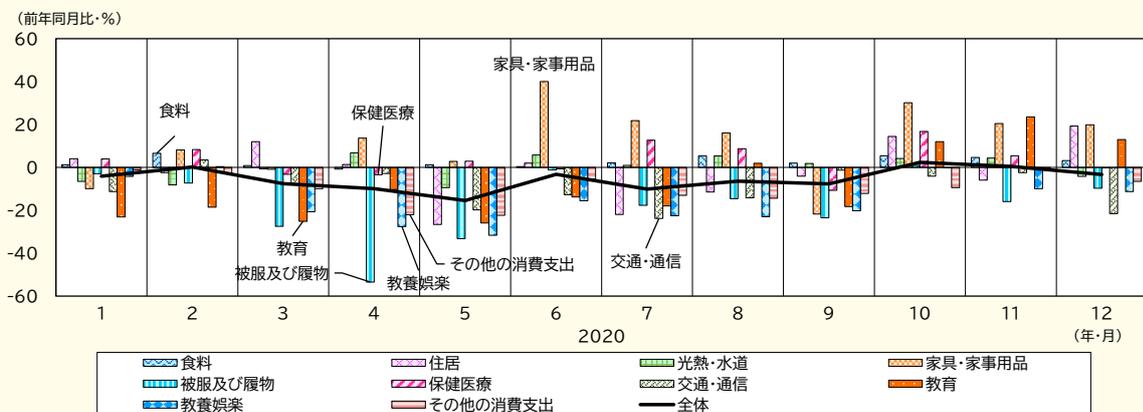


資料出所 内閣府「月例経済報告」、総務省統計局「家計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 後方3か月移動平均の値。
 2) グラフのシャドー部分は景気後退期。
 3) 本白書では、2019年～2020年の労働経済の動向を中心に分析を行うため、見やすさの観点から2019年と2020年の年の区切りに実線を入れている。
 4) 実質総雇用者所得、消費総合指数いずれも物価の動きを加味した実質指数。

第1-(5)-7図 家計消費の内訳の推移

- 2020年の勤労者世帯の家計消費は、感染拡大による外出自粛・休業要請の実施、4～5月の緊急事態宣言等により、3月から5月にかけて大幅に減少した。緊急事態宣言の解除後は、特別定額給付金や「Go To キャンペーン事業」の開始等もあり、減少幅はやや縮小した。10月の消費支出額については、前年が消費税率上げの駆け込み需要の反動減により押し下げられていた影響もあり、前年同月比増となっている。
- 内訳の推移をみると、「被服及び履物」「教養娯楽」「教育」「交通・通信」で減少幅が比較的大きい。この背景には、緊急事態宣言等を受けた外出機会の減少（通勤・通学機会を含む）があると考えられる。
- 他方、「家具・家事用品」「保健医療」「食料」は感染拡大期においても増加傾向で推移している。

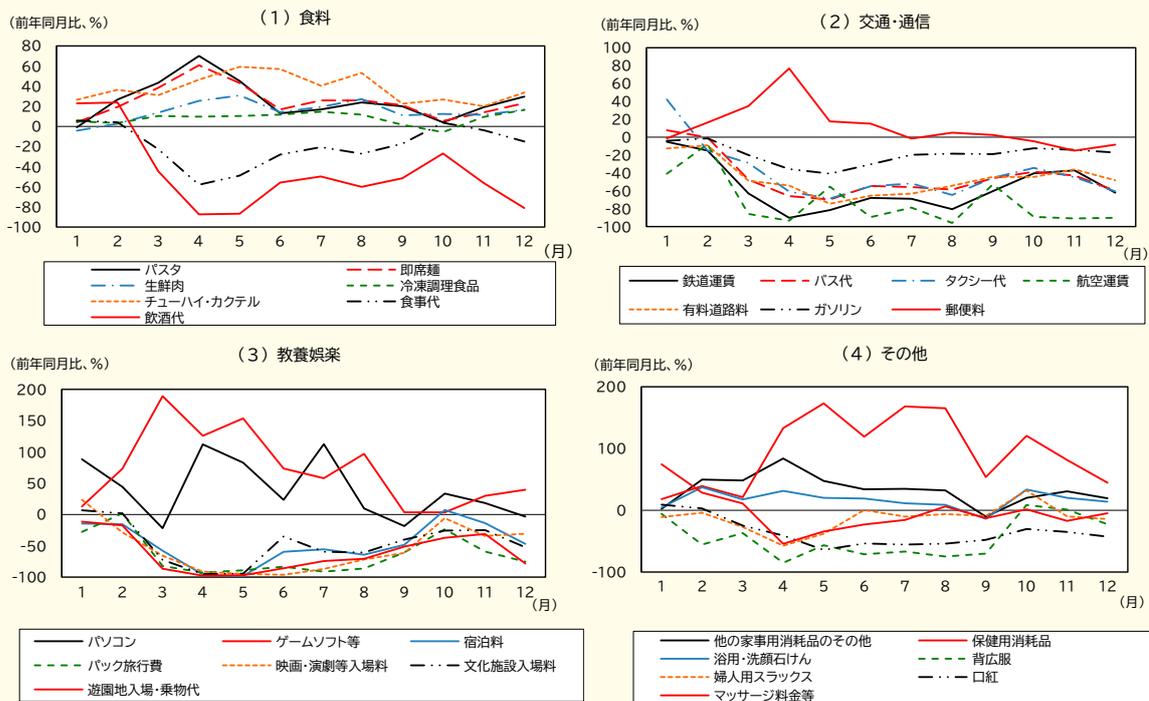


資料出所 総務省統計局「家計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 二人以上の世帯のうち勤労者世帯が対象。
 2) 名目増減率。

第1-(5)-8図 感染拡大の影響により消費行動に大きな影響がみられた項目

- 2020年の勤労者世帯の家計消費のうち、特に変動が大きかった品目の前年同月比について詳細な内訳をみると、「食料」については、飲食店での「食事代」「飲酒代」が大幅に減少した一方、「チューハイ・カクテル」「パスタ」「即席麺」など家庭内で消費する項目が増加傾向で推移した。
- 「交通・通信」では、都道府県をまたぐ移動や出国制限により航空運賃が、通勤・通学や外出機会の減少により鉄道運賃等が、前年同月比で大きく減少となった。
- 「教養娯楽」では、いわゆる「巣ごもり需要」によって「パソコン」「ゲームソフト等」で増加がみられた一方で、「宿泊料」「映画・演劇等入場料」など外出を伴う支出は減少した。
- 上記以外の費目（「家具・家事用品」「保険・医療」「被服及び履物」「その他の消費支出」）では、感染防止対策により「保健用消耗品」（マスクを含む）の支出が大幅に増加した。



資料出所 総務省統計局「家計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

- (注) 1) 二人以上の世帯のうち勤労者世帯が対象。
 2) 4、5月の2か月連続で前年同月比増加又は減少した費目について示したもの。
 3) 名目増減率。

●百貨店は営業自粛要請の影響を受けて販売額が落ち込んだ一方で、「スーパー」「ドラッグストア」は堅調に推移した。さらに、インターネットを利用した消費は堅調な動きとなった

次に、第1-(5)-9図により、小売店の店舗の種類別の販売額についてみてみる。緊急事態宣言が発出され、外出自粛や休業の要請がなされていた4月、5月を中心に「百貨店」「コンビニエンスストア」の販売額が前年同月比で減少している。特に「百貨店」での減少幅が大きく、6月以降は持ち直しているものの、2020年12月時点では感染拡大前の水準には戻っていない。一方で「スーパー」「ドラッグストア」は、自宅で過ごす時間の増加に伴ういわゆる「巣ごもり需要」の影響もあり、販売額が堅調に推移した。

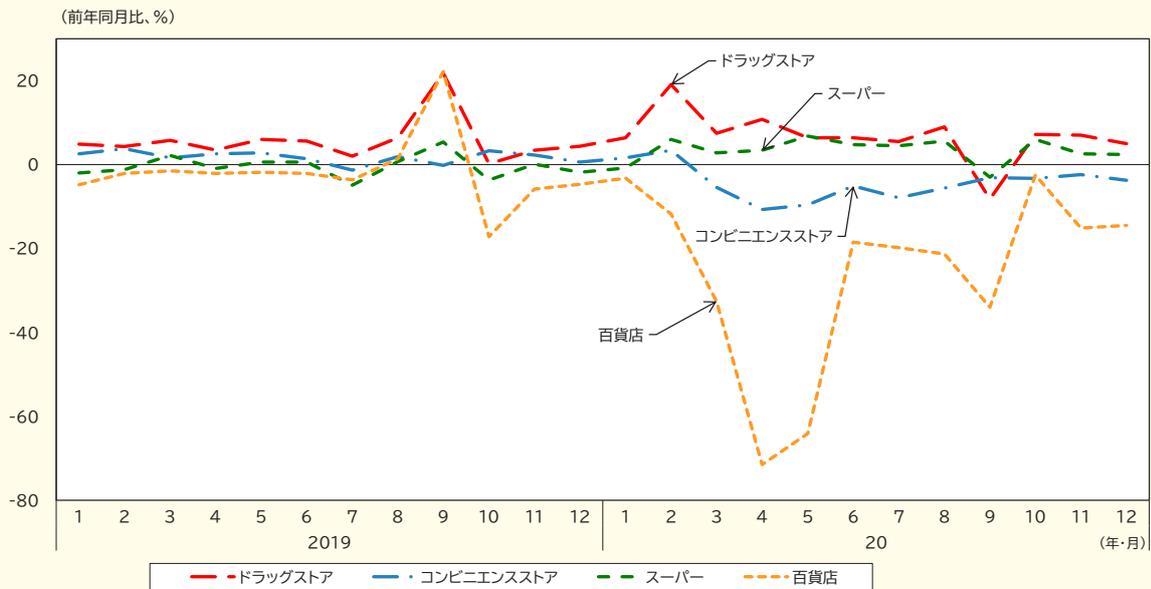
さらに、外出自粛やいわゆる「巣ごもり需要」は、インターネットによる購買行動にも影響を及ぼしていると考えられる。第1-(5)-10図によりインターネットを利用した購買による支出額の推移を年齢階級別にみると、年齢計の支出額は近年増加しており、2020年には最初の緊急事態宣言が発出された4月以降、おおむね前年同月を上回って推移している¹²。次に、

12 世帯主の年齢階級別にネットショッピング利用世帯の割合の年次推移をみると、いずれの年齢層においても上昇しており、特に2019年から2020年にかけて上昇幅が増加している。

2020年の支出額の推移を年齢階級別にみると、30歳以上の年齢層では緊急事態宣言の発出の影響を受けて4月から6月にかけて前年同月比の支出額が増加した一方で、29歳以下は前年よりも減少している月がみられた。これに関して、第1-(5)-11図により、インターネットによる購買の品目別の支出額の推移をみると、緊急事態宣言が発出された4月以降、特に「家具・家電」「食料・飲料（出前含む）」「教養娯楽（書籍・音楽・ソフト（映像、PC、ゲームソフト）等）」などが総じて高い伸びとなった。他方で、「旅行関係費」や「チケット」といった外出を伴う支出については、減少傾向が顕著であり、ほぼ全ての月で前年同月比減となった。これらのことから、30歳以上の年齢層では、外出自粛や食料品や家事用品などのいわゆる「巣ごもり需要」のため、インターネットによる消費支出額がおおむね増加したのに対し、29歳以下の若年層では、旅行関係費やチケット等の支出額の減少の影響により、時期によってはインターネットによる消費支出額が減少したものと考えられる。

第1-(5)-9図 小売店の店舗の種類別の販売額の推移

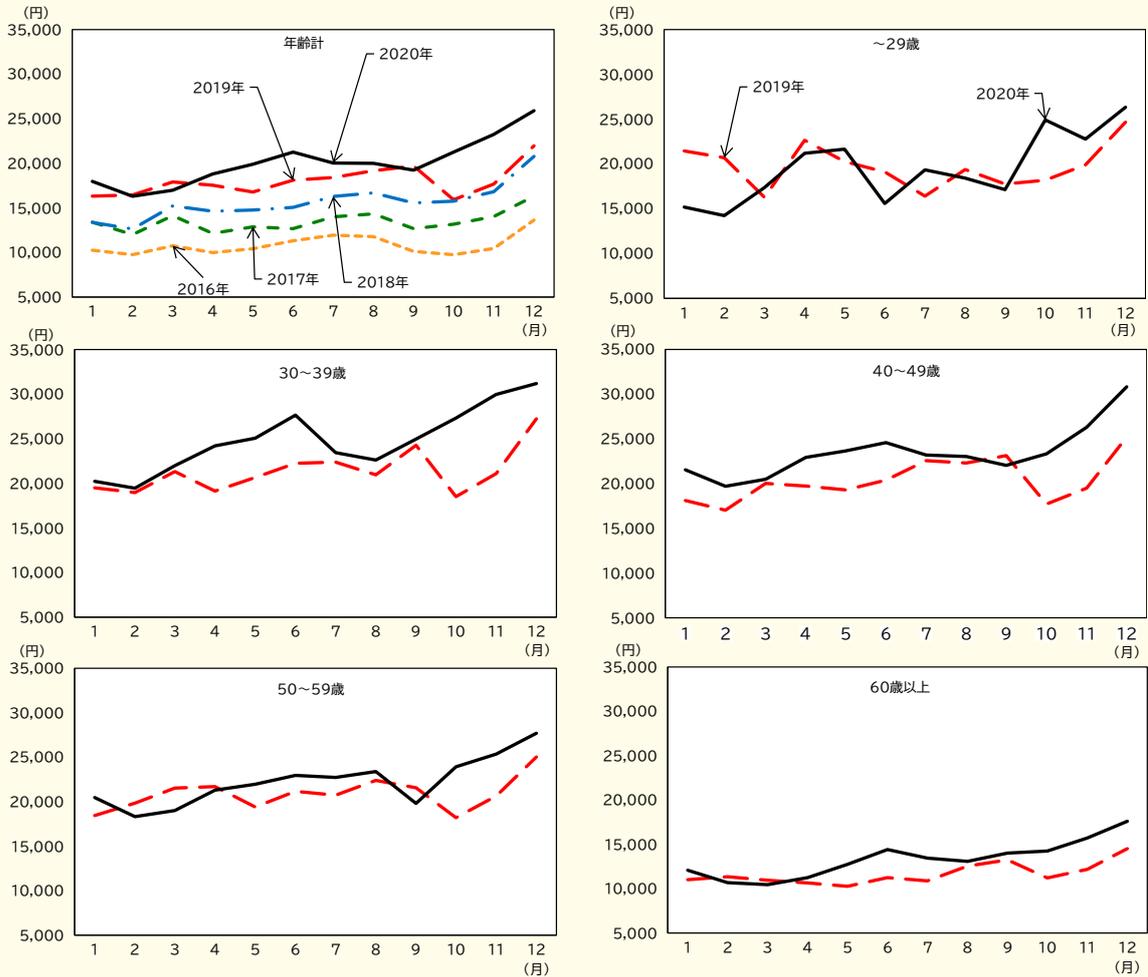
- 小売店の販売額の推移をみると、特に「百貨店」での減少幅が大きく、6月以降は持ち直したが、2020年12月時点では感染拡大前の水準には戻っていない。一方で「スーパー」「ドラッグストア」は、いわゆる「巣ごもり需要」の影響もあり、販売額は堅調に推移した。



資料出所 経済産業省「商業動態統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

第1-(5)-10図 インターネットを利用した購買の支出額の年齢階級別の推移

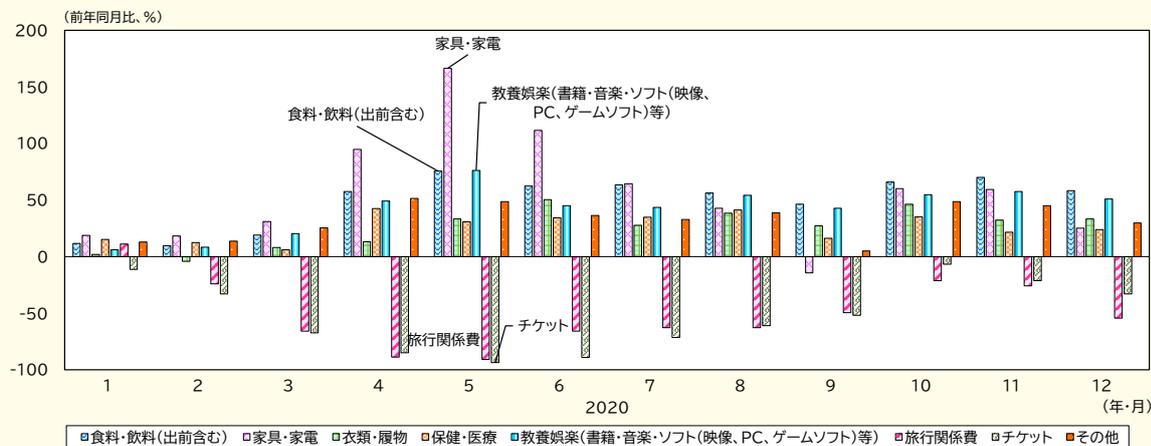
- インターネットを利用した購買の支出額の推移をみると、年齢計の支出額は近年増加しており、2020年は最初の緊急事態宣言が発出された4月以降、おおむね前年同月を上回って推移している。
- 2020年の支出額の推移を年齢階級別にみると、30歳以上の年齢層は緊急事態宣言発出を受けて4月から6月にかけて前年同月比の支出額が増加した一方で、29歳以下は前年よりも減少している月がみられた。



資料出所 総務省統計局「家計消費状況調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 二人以上の世帯のうち勤労者世帯が対象。

第1-(5)-11図 インターネットを利用した消費の品目別の支出額の推移

- インターネット関連消費の品目別の支出額の推移をみると、緊急事態宣言が発出された2020年4月以降、特に「家具・家電」「食料・飲料（出前含む）」「教養娯楽（書籍・音楽・ソフト（映像、PC、ゲームソフト）等）」などで総じて高い伸びとなった。
- 「旅行関係費」や「チケット」といった外出を伴う支出については、減少傾向が顕著であり、ほぼ全ての月で前年同月比減となった。



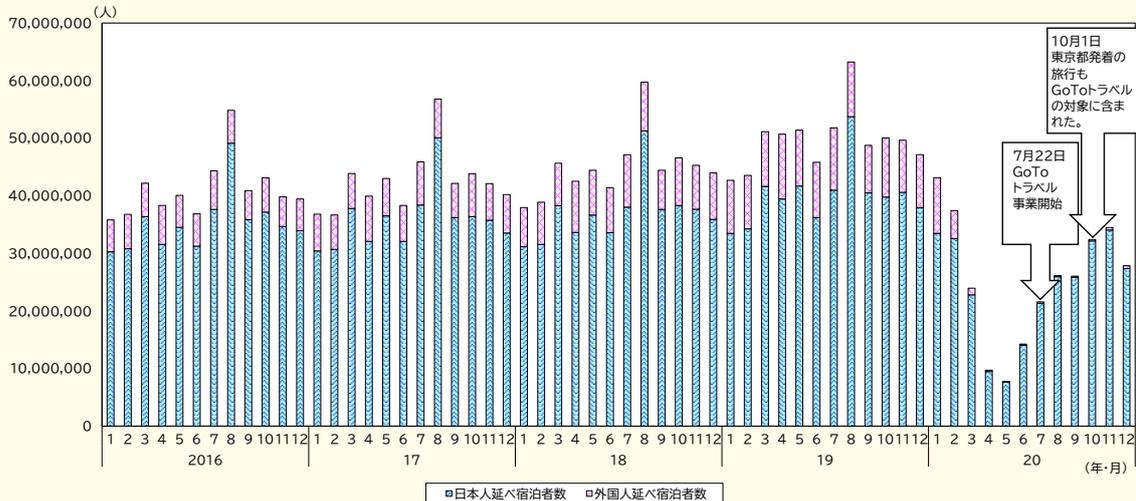
資料出所 総務省統計局「家計消費状況調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 二人以上の世帯のうち勤労者世帯が対象。

● 宿泊者数は「Go To トラベル事業」により一定の回復効果がみられたものの、総じて大幅に減少した

次に、宿泊サービスの利用動向についてみる。第1-(5)-12図により、延べ宿泊者数の推移をみると、近年増加傾向で推移してきたが、感染拡大の影響を受けて2020年2月以降は外国人延べ宿泊者数が前年同月比で減少しており、緊急事態宣言が発出された4月及び5月は過去に類をみない減少幅となった。その後、7月から「Go To トラベル事業」が開始されたことにより日本人延べ宿泊者数は一時回復傾向にあったが、12月下旬から同事業の一時停止を受けて前年同月比の減少幅が再び拡大した。他方で外国人延べ宿泊者数については低水準の状況が続いた。

第1-(5)-12図 延べ宿泊者数の推移

- 延べ宿泊者数は近年増加傾向で推移してきたが、感染拡大の影響を受けて2020年2月以降外国人延べ宿泊者数が前年同月比で減少しており、緊急事態宣言が発出された4月、5月は過去に類をみない減少幅となった。
- 7月から「Go To トラベル事業」が開始されたことにより日本人延べ宿泊者数は一時回復傾向にあったが、12月下旬から同事業の一時停止を受けて前年同月比の減少幅が再び拡大した。他方で外国人延べ宿泊者数については低水準の状況が続いた。



資料出所 観光庁「宿泊旅行統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 2020年の値は二次速報。

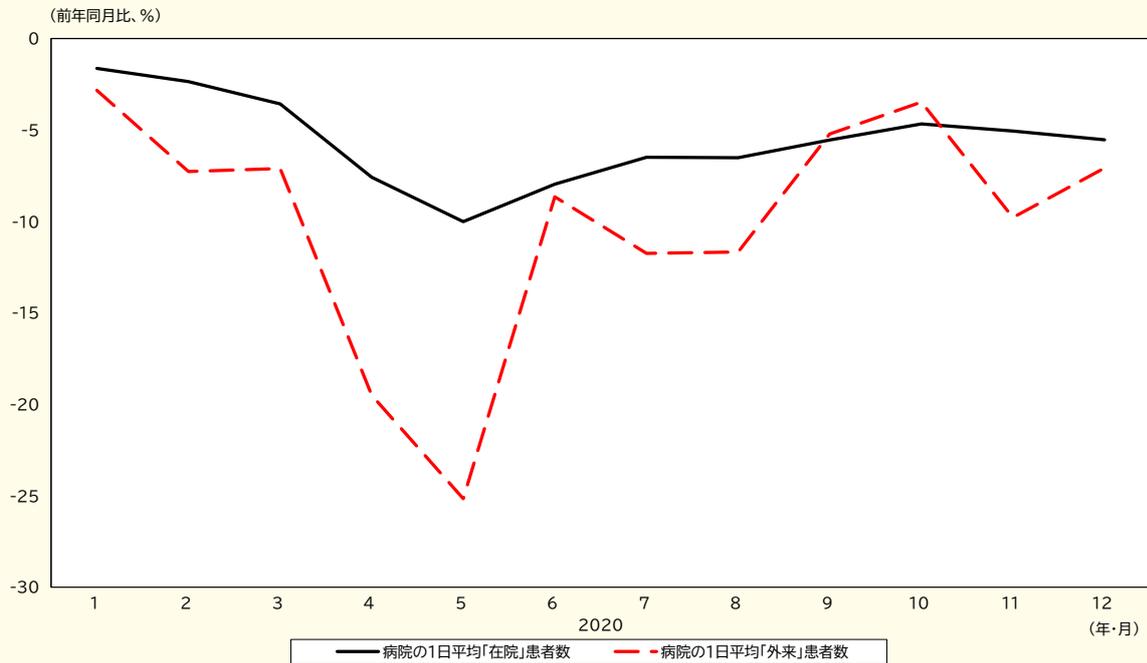
●病院の外来患者と介護サービス事業所の通所利用者の減少が顕著

保健医療サービスの利用動向についてもみてもみる。第1-(5)-13図により、2020年の病院の「在院」「外来」の患者数の推移をみると、1月以降、病院の1日平均患者数は「在院」「外来」ともに2019年と比べて減少した。特に「外来」は4月、5月の減少幅が大きいことから、緊急事態宣言下での外出自粛等が影響している可能性がある。

介護サービスについては、第1-(5)-14図により2020年の介護給付費受給者数をみると、4月以降、「ショートステイ（短期入所）」「通所」「地域密着型サービス」の受給者が前年同月比で減少に転じ、特に「ショートステイ（短期入所）」「通所」の減少率が大きくなった。受給月は原則としてサービス提供月の翌月であることを踏まえると、3月から事業所が受入れを縮小したり、利用者が利用を控えたりしていたことがうかがえる。これらのサービスでは、7月以降の受給者（6月以降の利用者）の前年同月比の減少幅は縮小しており、「地域密着型サービス」ではほぼ前年の水準となったものの、「ショートステイ（短期入所）」「通所」では前年の水準には戻っていない。他方で「施設サービス（施設入居）」の受給者は前年同月と比べて横ばいの水準で推移し、「その他（居宅介護（予防）支援、福祉用具貸与等）」「訪問」では増加傾向で推移した。

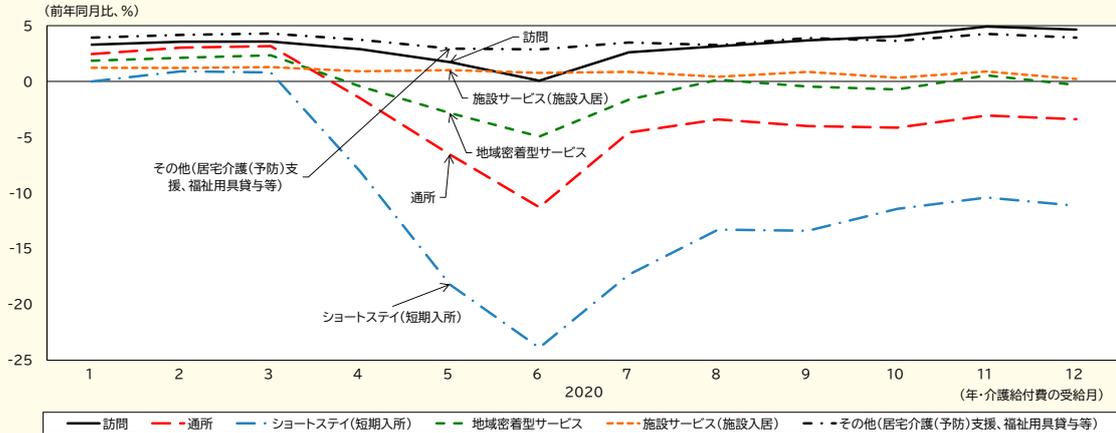
第1-(5)-13図 保健医療サービス利用状況の推移

- 2020年の病院の患者数の推移をみると、1月以降、病院の1日平均患者数は「在院」「外来」ともに2019年と比べて減少した。特に「外来」は4月、5月の減少幅が大きいことから、緊急事態宣言下での外出自粛等が影響している可能性がある。



第1-(5)-14図 介護給付費受給者数の推移

- 2020年の介護給付費受給者数をみると、4月以降、「ショートステイ（短期入所）」「通所」「地域密着型サービス」の受給者が減少に転じ、特に「ショートステイ（短期入所）」「通所」の減少率が大きい。受給月は原則としてサービス提供月の翌月であることを踏まえると、3月から事業所が受入れを縮小したり、利用者が利用を控えていたことがうかがえる。これらのサービスでは、7月以降の受給者（6月以降の利用者）の前年同月比の減少幅は縮小しており、「地域密着型サービス」はほぼ前年の水準となったが、「ショートステイ（短期入所）」「通所」は前年の水準には戻っていない。
- 「施設サービス（施設入居）」の受給者は前年同月と比べて横ばいの水準で推移し、「その他（居宅介護（予防）支援、福祉用具貸与等）」「訪問」は増加傾向で推移した。



資料出所 厚生労働省「介護給付費等実態統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 介護保険総合データベースに蓄積されている都道府県国民健康保険団体連合会の審査した全ての介護給付費明細書、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票を集計対象とし、過誤・再審査分を含まない原審査分について集計している。ただし、福祉用具購入費、住宅改修費など市町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。

2) 介護予防サービス又は介護サービスを受給し、当該審査月に保険請求のあった者の数。なお、原則としてサービス提供月の翌月が受給月となっている。

3) 「訪問」「通所」「ショートステイ（短期入所）」「その他（居宅介護（予防）支援、福祉用具貸与等）」「地域密着型サービス」は、「要支援」と「要介護」を合算したものの。「施設サービス（施設入居）」は「要介護」のみの実績。

3 雇用の動向

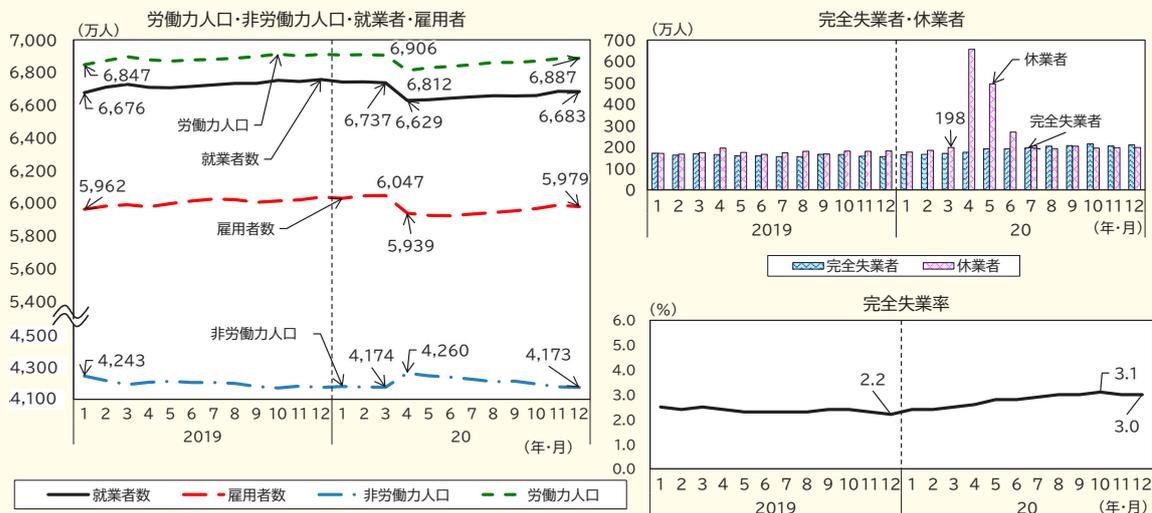
- 就業者数、雇用者数は4月に大幅に減少した後、緩やかに回復傾向。休業者や非労働力人口は4月に大幅に増加した後、休業者数は5月、6月と増加幅は縮小し、7月以降はおおむね横ばいで推移しており、非労働力人口は5月以降緩やかに減少し、前年並みの水準に戻っている。完全失業者数、完全失業率は緩やかに増加又は上昇。

これまでにみた経済状況の変化を踏まえ、感染拡大の影響を大きく受けた2020年の雇用・労働全体の状況についてみていく。第1-(5)-15図により、2020年の我が国の労働力に関する指標の動向をみると、緊急事態宣言が発出され、感染拡大を防止するために経済活動が大幅に抑制された4月、5月頃を中心に雇用に大きな変化が生じたことが分かる。まず、同図の(1)により、就業者数、雇用者数についてみると、4月にいずれも108万人減と急速に減少した。その後、緩やかに回復傾向となったものの、12月時点では元の水準には戻っていない。一方で、同図の(2)により休業者数をみると、4月に597万人(原数値)(前年同月差420万人増)と急速に大幅に増加した後、5月、6月と前年同月差の増加幅は縮小し、7月以降はおおむね横ばいで推移した。これに対し、完全失業者数(同図(2))及び完全失業率(同図(3))は緩やかな増加又は上昇傾向となり、10月にはそれぞれ215万人(前年同月差50万人増)、3.1%となった後、12月時点ではそれぞれ210万人、3.0%となった。他方で、非労働力人口(同図(1))をみると、4月に前月比で86万人増と急激に増加した後、5月以降緩やかに減少し、12月時点では前年並みの水準に戻っている。

こうした動きについて、リーマンショック期と比較して特徴をみてみよう。1-(5)-16図によりリーマンショック期の各指標の動向をみると、リーマン・ブラザーズが破綻した2008年9月以降、就業者数は100万人程度、雇用者数は80万人程度減少した一方、非労働力人口は増加したものの、2020年ほどの単月での急激な変化はみられなかった。また、休業者数は2008年9月以降やや増加傾向にあったものの、こちらも感染拡大期のような顕著な変化はみられなかった。一方で、完全失業者数、完全失業率は2008年以降増加又は上昇し、2009年7月にはそれぞれ364万人、5.5%となった。

第1-(5)-15図 労働力に関する主な指標の動き (2019年~2020年)

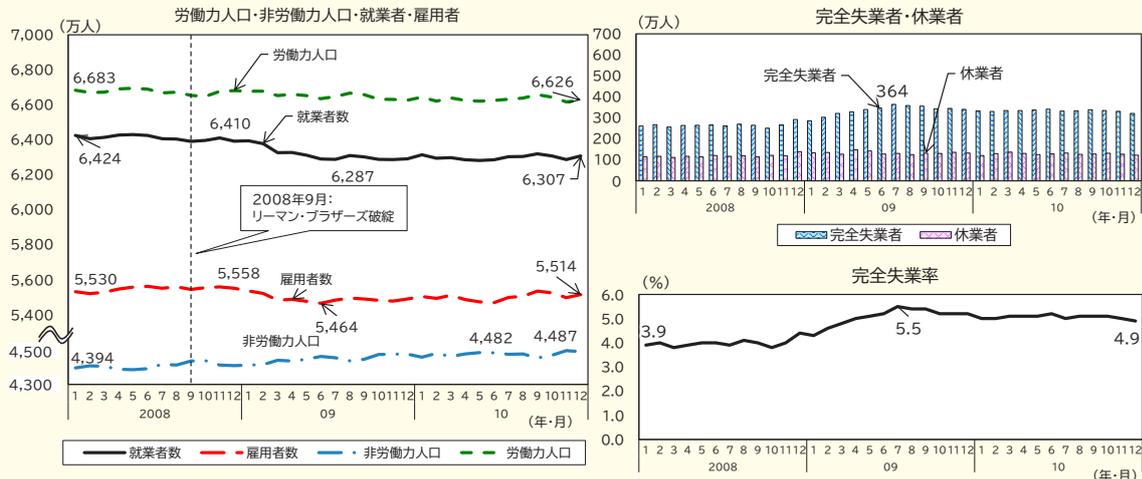
- 2019年~2020年の労働力の概況をみると、2020年4月に感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発出され、経済活動が制限されたこと等の影響により、就業者数、雇用量が108万人減少した。その後緩やかに回復傾向となったが、12月時点で元の水準には戻っていない。一方、休業者数は4月に前年同月差420万人増と急速に大幅に増加した後、増加幅は縮小し、7月以降はおおむね横ばいで推移した。
- 非労働力人口は4月に86万人増と急速に増加した後、緩やかに減少し、12月時点で元の水準に戻っている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 1) 労働力人口、非労働力人口、就業者数、雇用量、完全失業者数、完全失業率は総務省統計局による季節調整値。
 2) 休業者数は厚生労働省において独自で作成した季節調整値。
 3) 2020年4~5月の変化が大きいため、左図中に2020年の4月、5月の数値を記載している。

第1-(5)-16図 労働力に関する主な指標の動き（2008年～2010年）

- 2008年～2010年の労働力の概況をみると、リーマン・ブラザーズが破綻した2008年9月以降、就業者数は100万人程度、雇用者数は80万人程度減少し、非労働力人口は増加したものの、2020年ほどの単月での大幅な変化はみられなかった。
- 休業者数は2008年9月以降やや増加傾向にあったが、こちらも感染拡大期のような顕著な変化はみられなかった。
- 完全失業者数、完全失業率は、2008年9月以降増加又は上昇し、完全失業率は2009年7月には5.5%となった。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 労働力人口、非労働力人口、就業者数、雇用者数、完全失業者数、完全失業率は総務省統計局による季節調整値。
 2) 休業者数は厚生労働省において独自で作成した季節調整値。
 3) 右上図、右下図中に記載の数値は、ピーク時の数値。

さらに、各指標の動向について詳しく比較してみる。第1-(5)-17図及び第1-(5)-18図は、感染拡大期及びリーマンショック期における就業者数、休業者数、完全失業者数、非労働力人口について、それぞれのショックの発生月¹³を基準時点（基準月）としてその後の変化の状況を比較したものである。まず、第1-(5)-17図により、各指標の水準について比較してみると、2020年の感染拡大前後の時期には、リーマンショック前後の時期よりも、就業者数の水準が高く、他方で完全失業者や非労働力人口の水準が低い状況にあったことが分かる。この背景には、第2章でみたように、感染拡大の前後となる2019年、2020年頃には、2012年12月以降続いた経済回復期において、人手不足基調にある中で労働参加が進んできていたことなどがあるものと考えられる。こうした中、2020年に感染拡大による影響を受けた後も、各指標の水準はリーマンショック期ほど悪化しなかったことが分かる。

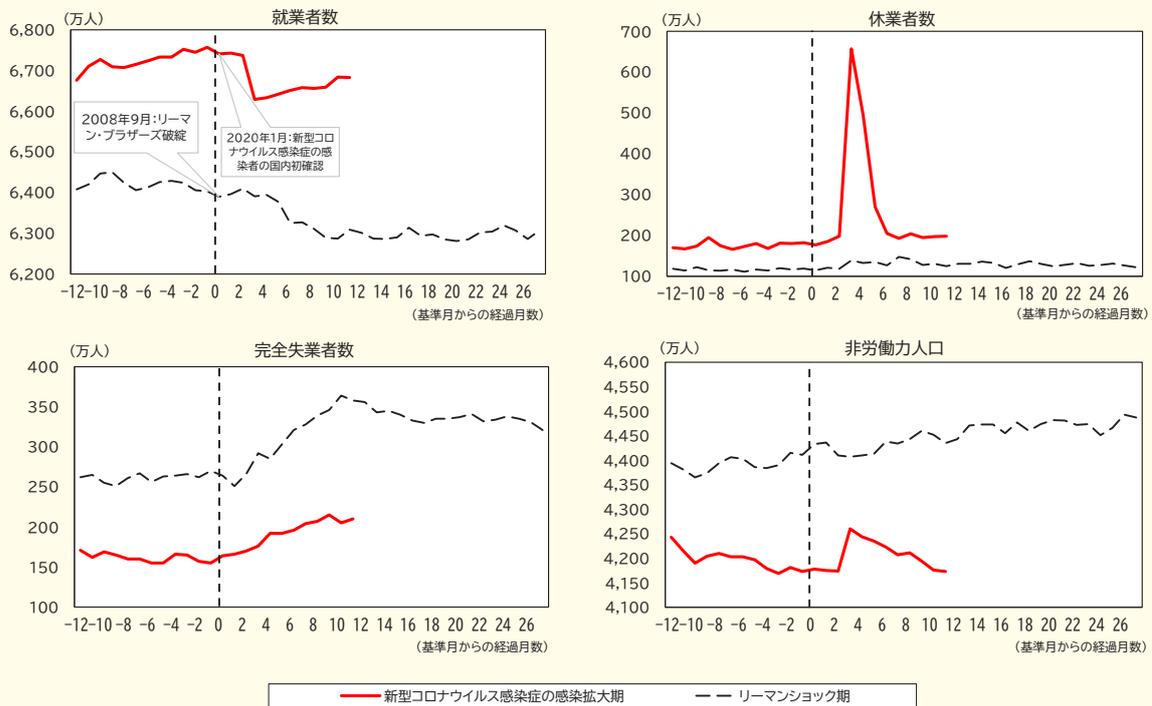
次に、第1-(5)-18図により、各指標の変動の幅と速度を比較してみる。就業者数については、2020年の減少幅はリーマンショック期と同程度であるが、2020年の方が急速に減少したことが分かる。また、休業者数については、リーマンショック期よりも大幅かつ急速に変化しており、短期間のうちに大幅に増加した後、急速に減少している。リーマンショック期にも休業者数は増加したものの、2020年ほどの顕著な動きはみられなかった。一方で、完全失業者数については、増加の幅はリーマンショック期よりも小さく抑えられており、増加の速度も緩やかなものとなっている。他方で、非労働力人口については、2020年は大幅かつ急速に増

13 基準時点（基準月）としたショックの発生月については、感染拡大期においては新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認された2020年1月とし、リーマンショック期についてはリーマン・ブラザーズが破綻した2008年9月としている。

加した後、徐々に減少し、1年以内には感染拡大前の水準に戻っている。このように、2020年には、休業者数の一時的な大幅な増加、就業者数や非労働力人口の急速な動きがみられた点がリーマンショック期と比較してみえる特徴といえよう。この背景には、2020年4月の緊急事態宣言の発出等により、感染拡大防止のために経済活動を人為的に一斉に抑制したことがあるものと考えられる¹⁴。

第1-(5)-17図 労働力に関する主な指標の水準の比較

- 就業者数、休業者数、完全失業者数、非労働力人口の推移について、感染拡大期とリーマンショック期を比較すると、2020年の感染拡大前後の時期には、リーマンショック前後の時期よりも、就業者数の水準が高く、他方で完全失業者や非労働力人口の水準が低い状況にあった。
- 2020年に感染拡大による影響を受けた後も、各指標の水準はリーマンショック期ほど悪化していない。

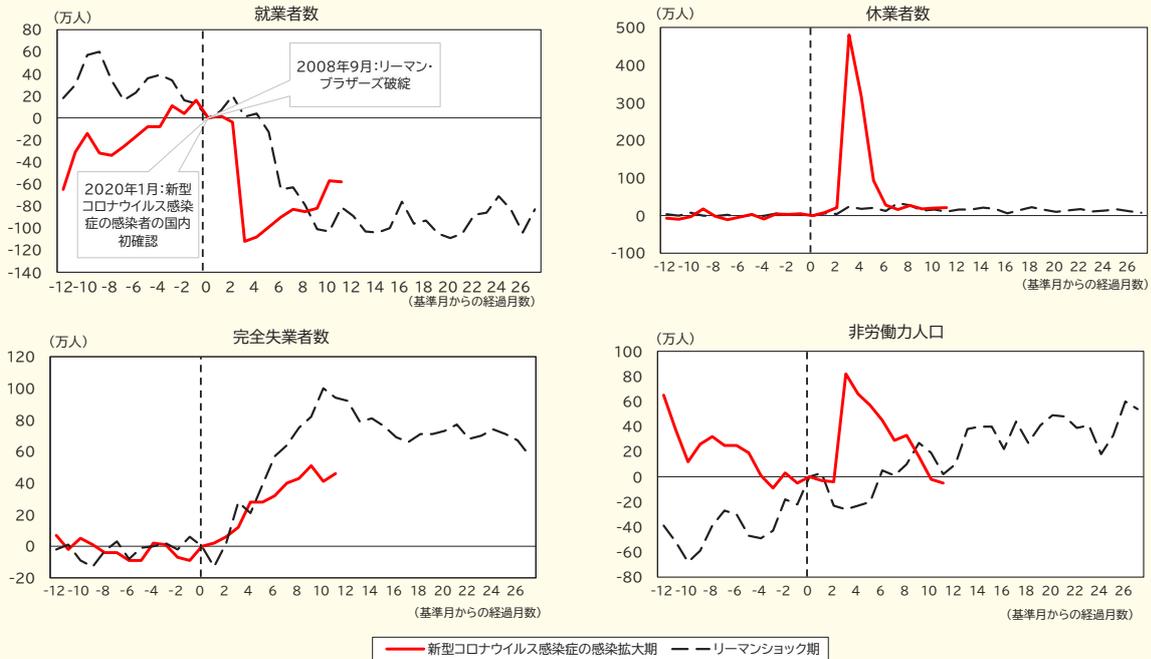


資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 1) 就業者数、完全失業者数、非労働力人口は総務省統計局による季節調整値。
 2) 休業者数は厚生労働省において独自で作成した季節調整値。

14 休業者数の動向について、休業理由別にみると、「自分や家族の都合」が2020年で117万人、前年差7万人増に対して、「勤め先や事業の都合」は2020年で66万人、前年差49万人増と大幅に増加している。男女別では、「自分や家族の都合」は男性が33万人で前年差1万人減、女性が84万人で前年差7万人増となっている一方、「勤め先や事業の都合」は男性33万人で前年差23万人増、女性は33万人で25万人増と、男女とも大幅に増加している（付1-(5)-3図）。

第1-(5)-18図 労働力に関する主な指標の変化幅・速度の比較

- 就業者数、休業者数、完全失業者数、非労働力人口の変動の幅と速度を感染拡大期とリーマンショック期で比較すると、就業者数については、減少幅は感染拡大期とリーマンショック期で同程度だが、感染拡大期にはより急速に減少している。
- 休業者数は、感染拡大期は短期間のうちに大幅に増加した後、急速に減少している。リーマンショック期には感染拡大期ほどの顕著な動きはみられなかった。
- 完全失業者数は、感染拡大期の増加の幅はリーマンショック期よりも小さく、増加の速度も緩やかになっている。
- 非労働力人口は、感染拡大期において大幅かつ急速に増加した後、徐々に減少し、元の水準に戻っている。



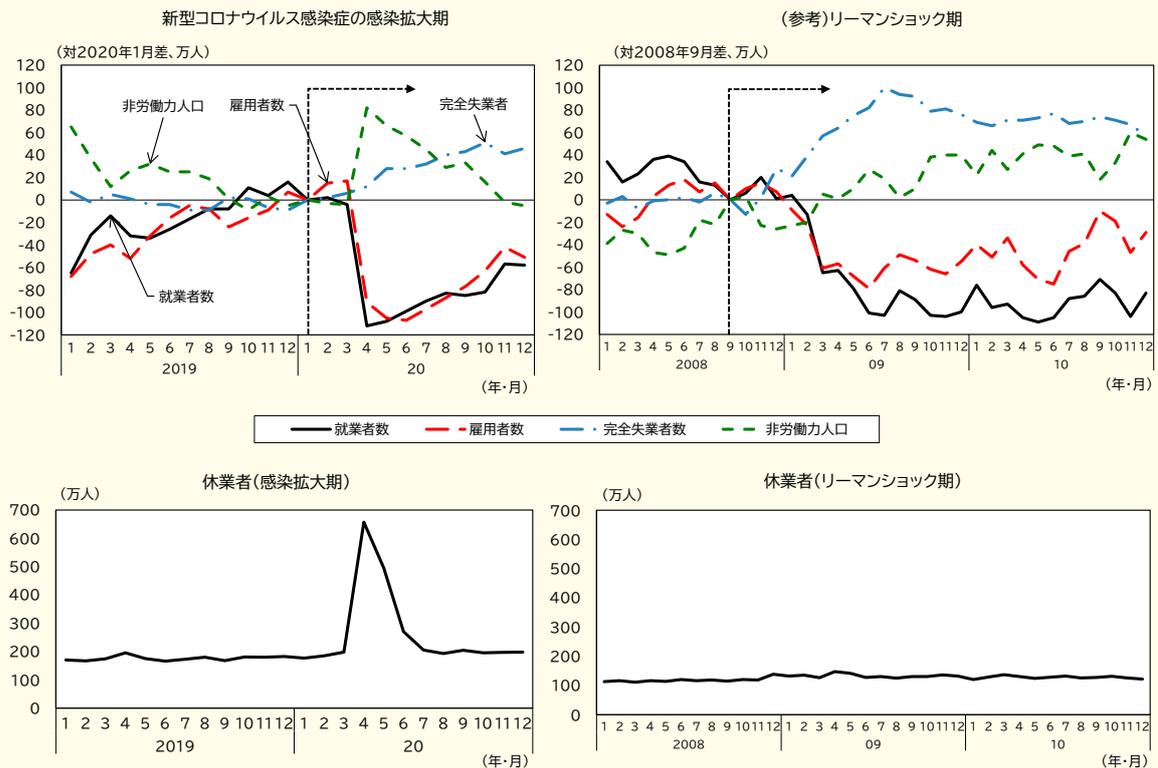
資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 1) 就業者数、完全失業者数、非労働力人口は総務省統計局による季節調整値。
 2) 休業者数は厚生労働省において独自で作成した季節調整値。

最後に上記の動向を総括するため、各指標の変化を同一の図に重ねてみる。第1-(5)-19図によると、リーマンショック期には、比較的長期間にわたって、就業者数や雇用者数の減少と完全失業者数の増加が対照的な動きをしていたのに対し、感染拡大期には、2020年3月から4月にかけて短期間のうちに就業者数や雇用者数の減少と非労働力人口の増加が対照的な動きをしていることが分かる。このことから、経済活動の停滞に伴う就業者数や雇用者数の減少が、リーマンショック期には完全失業者の増加として現れていたところ、感染拡大期には休業者数や非労働力人口の増加としてまずは現れ、完全失業者数の伸びが抑制されていたことがうかがえる。この後詳しくみていくが、この背景には、2020年の感染拡大前後には労働市場が人手不足基調にある中で有効求人倍率が高く、完全失業率も低い水準にあったこと、企業がリーマンショック期よりも大規模に休業等による労働時間調整等を行うことにより雇用を維持したこと、感染回避のためや学校休校の対象となった子どもの世話等のために一時的に就労を控える動きがあった可能性があり、その影響により就業者数、雇用者数の減少が非労働力人

口の増加として現れた可能性があることなどがあるものと考えられる¹⁵。

第1-(5)-19図 労働力に関する主な指標の動きの比較

- 就業者数、雇業者数、休業者数、完全失業者数、非労働力人口の変動について、ショック発生時点（感染拡大期は2020年1月、リーマンショック期は2008年9月）を基準として各期ごとにまとめると下図のとおり。
- リーマンショック期には、比較的長期間にわたって、就業者数や雇業者数の減少と完全失業者数の増加が対照的な動きをしていたのに対し、感染拡大期には、2020年3月から4月にかけて短期間のうちに就業者数や雇業者数の減少と非労働力人口の増加が対照的な動きをしている。
- 経済活動の停滞に伴う就業者数や雇業者数の減少が、リーマンショック期には完全失業者の増加として現れていたところ、感染拡大期には休業者数や非労働力人口の増加としてまず現れ、完全失業者数の伸びが抑制されていたことがうかがえる。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 就業者数、雇業者数、完全失業者数、非労働力人口は総務省統計局による季節調整値。
2) 休業者数は厚生労働省において独自で作成した季節調整値。

15 2020年の完全失業率の上昇がリーマンショック期に比べ緩やかであったことについて、追加就労希望就業者や求職活動を諦め非労働力人口となった者なども含めた未活用労働指標4（LU4）の動きをみると、2020年に男女計で7.0%と前年差1.2%ポイント上昇、男性で5.7%と前年差1.3%ポイント上昇、女性で8.5%と前年差1.0%ポイント上昇となっており、いずれも1%ポイント以上上昇している。他方、「労働力調査（詳細集計）」の労働力人口に占める失業者の割合である、未活用労働指標1（LU1）は2020年に男女計で3.1%と前年差0.5%ポイント上昇、男性で3.2%と前年差0.5%ポイント上昇、女性で2.9%と前年差0.3%ポイント上昇となっており、未活用労働指標4は男女とも未活用労働指標1に比べ大きく上昇している（付1-(5)-4図）。このことから、完全失業率が抑制されている背景として、労働市場において追加的に働きたい就業者や働きたいものの求職を諦めたために非労働力人口となっている者が増加していることなどがあることがうかがえる。

- 有効求人数は4月、5月にかけて大幅に減少した後、弱いながらも持ち直しの動きがみられ、有効求職者数は夏頃に増加傾向の後、おおむね横ばいの動き。有効求人倍率は1月以降大幅に低下した後、8月以降も弱い動きとなった

続いて、求人・求職の動向をみていく。第1-(5)-20図により求人・求職に関する指標の動きをみると、有効求人数（同図（1））は、2020年に入り減少傾向にあった¹⁶が、4月、5月を中心に急速に減少した後、6月を底に弱いながらも持ち直しの動きがみられた。新規求人数（同図（2））は、4月に大きく減少した後、5月以降は弱いながらも持ち直しの動きがみられた。一方、新規求職申込件数（同図（2））は、3月、4月と減少し、6月には増加したものの、その後は感染症への感染防止のために求職活動を控える動きなどにより、緩やかに減少傾向で推移した。他方、有効求職者数（同図（1））は夏頃に増加傾向となった後、おおむね横ばいの動きとなった。この背景には、新規求人数の回復が弱い中で、就職ができずに労働市場に滞留する者が増加している可能性がある¹⁷。こうした求人・求職の動向を反映し、有効求人倍率（同図（1））は、1月以降大幅に低下した後¹⁸、8月以降も弱い動きとなった。また、新規求人倍率（同図（2））については、2020年に入り低下傾向となった後、7月を底として上昇傾向で推移したものの、先述した求職活動を控える動きにより新規求人倍率を押し上げている可能性もあることに加え、依然として感染拡大前を下回る水準で推移していることに留意する必要がある。

これらの指標の動きの特徴について、第1-(5)-21図により、労働力に関する指標と同様、リーマンショック期と比較してみよう。同図の（1）によると、リーマンショック期においては、ショック前（リーマン・ブラザーズが破綻した2008年9月前）から有効求職者数が有効求人数を上回っており、有効求人倍率は1倍を下回っている状況にあった。ショック後にはその差が拡大し、有効求人倍率は更に低下していった。同図の（2）によると、新規求人数はショック前に新規求職申込件数を上回っていたが、2008年12月以降、新規求人数が下回るようになり、新規求人倍率も1倍を切るようになった。

次に、第1-(5)-22図により、感染拡大期及びリーマンショック期における有効求人倍率、新規求人倍率、完全失業率の水準の変化を、ショックの発生月を基準時点（基準月）として比較してみる。労働力に関する指標の動向をみた際と同様、2020年の感染拡大前後の時期には、有効求人倍率や新規求人倍率の水準がリーマンショック期よりも高い状況にあり、2020年に低下した後もそれより高い水準を維持していた。また、完全失業率についても、リーマンショック期よりも低い水準にあり、2020年に上昇したものの、それより低い水準にとどまっていた。

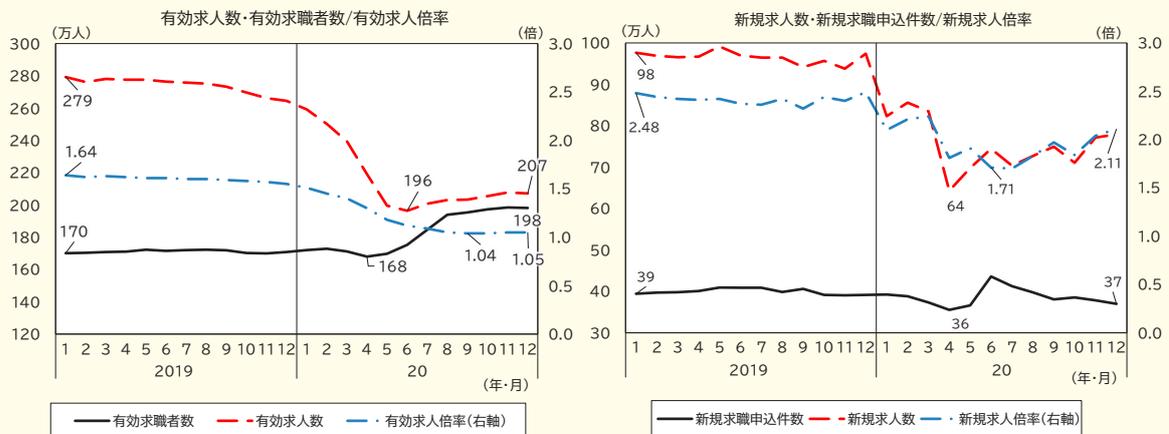
このように、感染拡大期においては、有効求人倍率や新規求人倍率が感染拡大前後のいずれ

-
- 16 2020年1月から求人票の記載項目が拡充され、一部に求人票の提出を見送る動きがあったことに留意が必要。
- 17 有効求職者数の増加が続いている背景について、厚生労働省職業安定局「2020年度 雇用政策研究会報告書」（令和2年12月24日）によれば、都道府県労働局からの情報として、
- ・感染拡大の影響により事業の先行きへの不透明感・不確実性が高まる中、企業では、雇入れの判断に慎重となり、必要な人材を厳選し、即戦力を確保しようとする動きが強まっている
 - ・新型コロナウイルス感染症前と比較し、選択肢となる求人数が大きく減少した中、求職者が希望する仕事内容や労働条件に合った求人を見つけにくく、応募に慎重になっている
- といった要因が考えられるとしている。
- 18 2020年1月から求人票の記載項目が拡充され、一部に求人票の提出を見送る動きがあったことから、求人数の減少を通じて有効求人倍率、新規求人倍率の低下に影響していることに留意が必要。

の時期もリーマンショック期よりも高い水準を維持しており、完全失業者数の増加や完全失業率の上昇が比較的緩やかになっているが、この背景には、既にみた非労働力人口の増加の動きのほか、近年続いてきた労働市場の人手不足基調があるものと考えられる。

第1-(5)-20図 求人・求職に関する主な指標の動き (2019年~2020年)

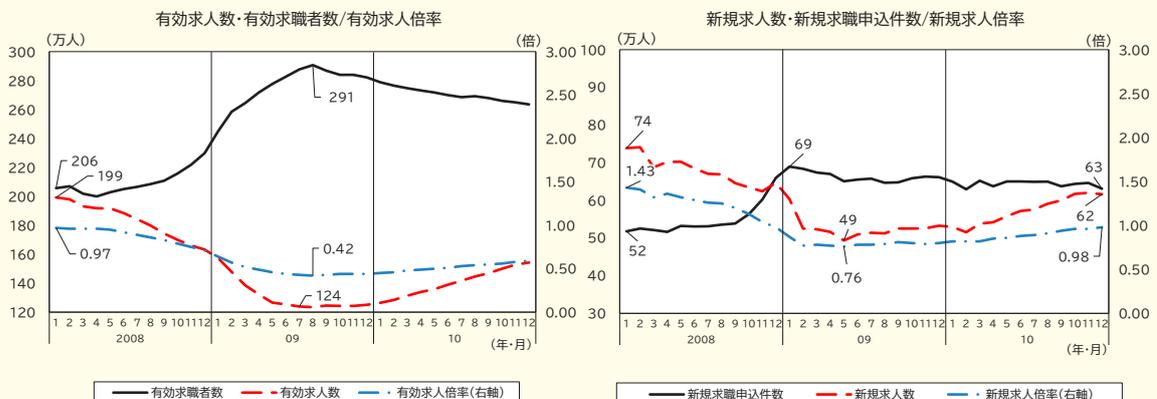
- 2019年~2020年の求人・求職に関する主な指標の動きをみると、有効求人数は、2020年に入り、4~5月を中心に減少した後、6月を底に弱いながらも持ち直しの動きがみられた。新規求人数は4月に大きく減少した後、5月以降は弱いながらも持ち直しの動きがみられた。
- 新規求職申込件数は、3~4月と減少し、6月には増加したものの、その後は緩やかに減少傾向で推移。有効求職者数は夏頃に増加傾向となった後、おおむね横ばいの動き。
- 有効求人倍率は1月以降大幅に低下した後、8月以降も弱い動きとなった。新規求人倍率も7月を底に上昇傾向で推移したものの、求職活動を控える動きにより新規求人倍率を押し上げている可能性があることに加え、依然として感染拡大前を下回る水準で推移していることに留意する必要がある。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
(注) データは季節調整値。

第1-(5)-21図 求人・求職に関する主な指標の動き (2008年~2010年)

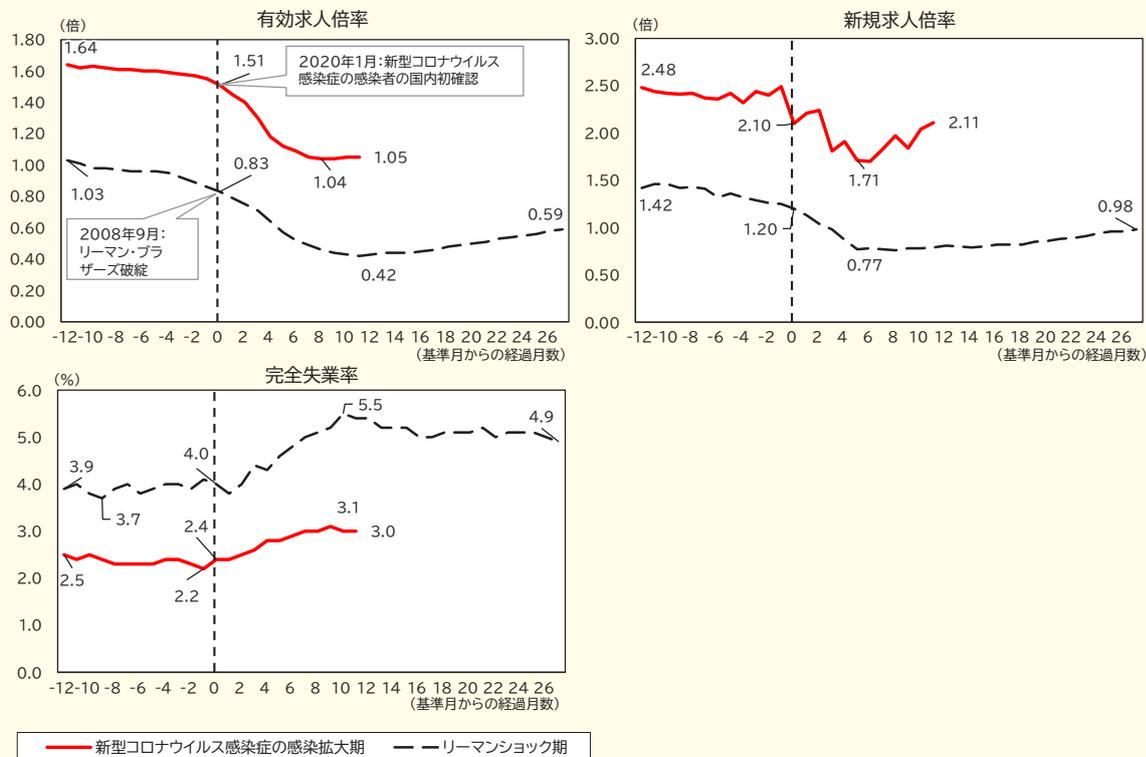
- リーマンショック期においては、ショック前から有効求職者数が有効求人数を上回っており、有効求人倍率は1倍を下回っている状況にあった。ショック後にはその差が拡大し、有効求人倍率は更に低下していった。
- 新規求人数はショック前に新規求職申込件数を上回っていたが、2008年12月以降、新規求人数が下回るようになり、新規求人倍率も1倍を切るようになった。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
(注) データは季節調整値。

第1-(5)-22図 雇用に関する主な指標の水準の比較

- 有効求人倍率、新規求人倍率、完全失業率の推移について、感染拡大期とリーマンショック期を比較すると、2020年の感染拡大前後の時期には、有効求人倍率や新規求人倍率の水準がリーマンショック期よりも高い状況にあり、2020年に低下した後もそれより高い水準を維持していた。
- 完全失業率についても、リーマンショック期よりも低い水準にあり、2020年に上昇したものの、それより低い水準にとどまっていた。

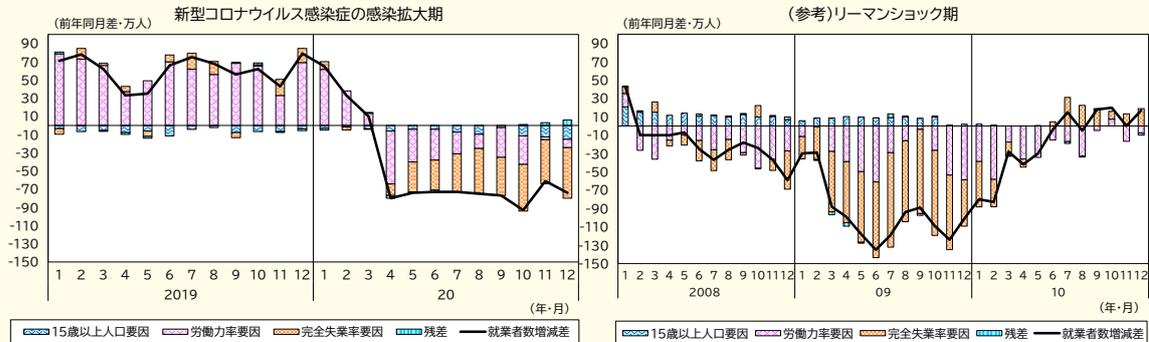


資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) データは全て季節調整値。

● **就業者数の減少要因としては労働力率要因が目立つが、完全失業率要因も目立ってきている**
 労働力の動向に関して、感染拡大期、リーマンショック期ともに就業者数が大幅に減少したことについて述べたが、その内訳を要因分解すると両期で様相が異なっていることが分かる。第1-(5)-23図は、就業者数の変動（前年同月差）を「15歳以上人口要因」「労働力率要因」「完全失業率要因」に分解したものである。これをみると、リーマンショック期の2009年においては就業者数の減少分のうち完全失業率要因（完全失業者の増加）による減少分が目立つのに対し、感染拡大期の2020年においては、4月以降、労働力率要因（非労働力人口の増加）による減少分が就業者数の減少分のうち比較的高い割合を占めていたことが分かる。ただし、2020年後半にかけては、就業者数の減少分のうち、完全失業率要因が占める割合が高くなっていることに留意が必要である。

第1-(5)-23図 就業者数の変動の要因分解

- 就業者数の変動（前年同月差）を、「15歳以上人口要因」「労働力率要因」「完全失業率要因」に分解すると、リーマンショック期の2009年においては就業者数の減少分のうち完全失業率要因（完全失業者の増加）による減少分が目立つのに対し、感染拡大期の2020年においては、4月以降、労働力率要因（非労働力人口の増加）による減少分が比較的高い割合を占めている。
- ただし、2020年後半にかけては、就業者数の減少分のうち、完全失業率要因が占める割合が高くなっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 1) 15歳以上人口は労働力人口と非労働力人口から成り、さらに労働力人口は就業者と完全失業者から成るため、就業者数の減少分を上記のように分解することができる。
 2) 就業者数の前年同月差の要因分解の式は以下のとおり。

$$\Delta E = \underbrace{((- \Delta ur) \times \bar{a} \times \bar{N})}_{\text{完全失業率要因}} + \underbrace{((\bar{L} - ur) \times \Delta a \times \bar{N})}_{\text{労働力率要因}} + \underbrace{((\bar{L} - ur) \times \bar{a} \times \Delta N)}_{\text{15歳以上人口要因}}$$

E：就業者数、N：15歳以上人口、a：労働力率(=L/N)、L：労働力人口、ur：完全失業率(=U/L)、U：完全失業者数、△：前年同月差、()：当年と前年の平均

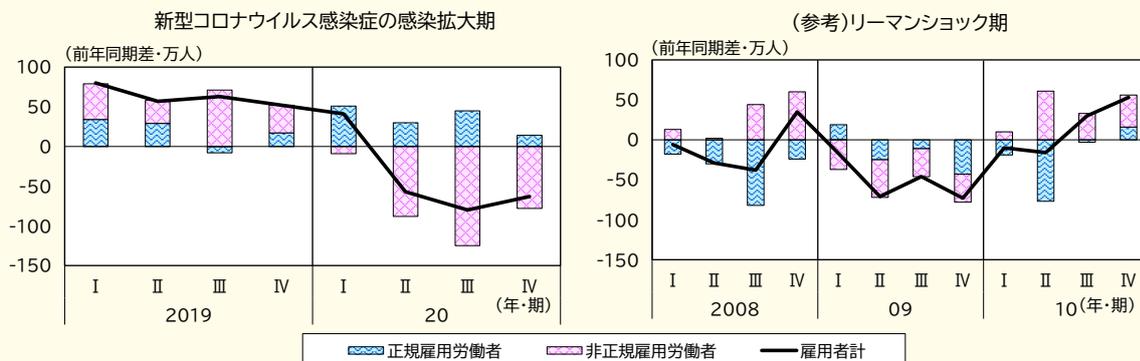
● 感染拡大による影響は正規雇用労働者よりも非正規雇用労働者に強く表れており、特に非労働力化の動きが目立つ

では、これまでにみた就業者数や雇用者数の減少は、どのような雇用形態の労働者において生じているのだろうか。第1-(5)-24図により、雇用者数の変動を雇用形態で分けてみると、リーマンショック期の2009年には正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに前年同期比で減少していたのに対し、感染拡大期の2020年には、正規雇用労働者は年間を通じて増加を続けていた一方、非正規雇用労働者が大きく減少していた。

さらに、第1-(5)-25図は、過去1年以内に離職した者の調査時点（四半期毎）での就業状態について、前年同期からの変化を前職の雇用形態別にみたものである。これをみると、「前職が正規雇用労働者」である者については、2020年に入ってから、再び就業者となった者（転職した者）が減少傾向にある一方で完全失業者となった者がやや増加傾向にある。他方で、「前職が非正規雇用労働者」である者については、2020年第II四半期（4-6月期）以降、転職した者は「前職が正規雇用労働者」である者よりも大きく減少している一方で、非労働力人口となった者、完全失業者になった者はいずれも前年同期比で「前職が正規雇用労働者」である者と比べ大幅な増加傾向にある。以上を踏まえると、2020年の感染拡大による雇用への影響は正規雇用労働者よりも非正規雇用労働者に強く表れており、特に非労働力化の動きが大きかったものと考えられる。

第1-(5)-24図 雇用形態別の雇用者数の推移

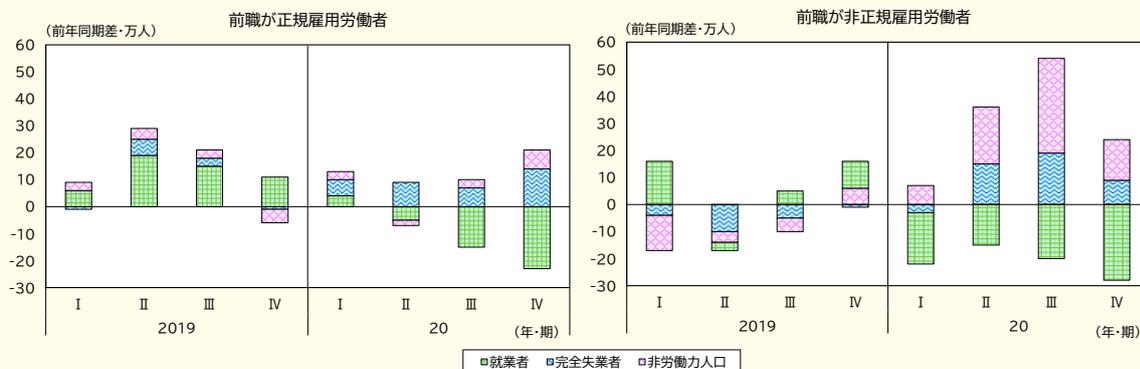
- 雇用形態別の雇用者数の動向をみると、リーマンショック期には正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに前年同期比での減少がみられたが、感染拡大期においては、正規雇用労働者は増加を続けているのに対し、非正規雇用労働者が大きく減少している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 1) 雇用者計は役員を除いている。
 2) データは原数値。

第1-(5)-25図 前職の雇用形態別にみた就業状態の動向（過去1年以内に離職した者）

- 過去1年以内に離職した者の就業状態の変化を雇用形態別にみると、「前職が正規雇用労働者」である者については、2020年に入ってから、再び就業者となった者（転職した者）が減少傾向にある一方で完全失業者となった者がやや増加傾向にある。
- 「前職が非正規雇用労働者」である者については、2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）以降、転職した者は「前職が正規雇用労働者」よりも大きく減少している一方で、非労働力人口となった者、完全失業者になった者はいずれも前年同期比で「前職が正規雇用労働者」と比べ大幅な増加傾向にある。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 1) データは原数値。
 2) 本図では、過去1年以内に離職した者の就業状態について失業者でなく完全失業者で集計している（第1-(5)-51図と異なる）。

● 感染拡大期における労働投入量の最大減少幅はリーマンショック期より大きい一方で、総雇用者所得はリーマンショック期よりも小幅な減少にとどまっている

感染拡大期の2020年の雇用情勢の特徴として、4月の緊急事態宣言発出後に休業者数が一時的に大幅に増加したことを述べたが、その影響は労働投入量や総雇用者所得の動きにも表れている。まず、第1-(5)-26図により、雇用者の総労働量を示す指標である労働投入量（雇用者数と一人当たりの労働時間とを乗じて算出したもの）の推移をみる。2020年の労働投入量は、全産業活動指数（2020年8月以降は、鉱工業生産指数及び第3次産業活動指数の

統合指数)の前年同月比とおおむね連動した動きとなっており、産業活動の落ち込みを反映して、前年同月比で大幅に減少し、2020年5月には-10.6%となった。これは、リーマンショック期の最大減少幅(2009年5月の前年同月比-7.3%)よりも大きい減少幅となっている。しかしながら、その減少分の内訳をみると、2020年の労働投入量の減少分の大半が労働時間の減少によるものであり、雇用者数の減少による部分は限られていることが分かる。その後、2020年6月以降、労働投入量は、主に労働時間の減少幅の縮小により回復傾向で推移したが、11月以降は減少幅がやや拡大している。

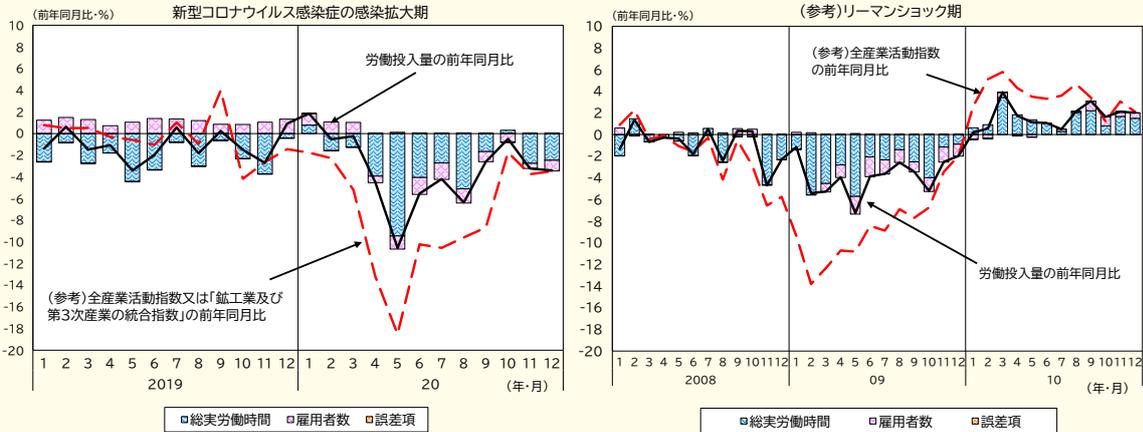
他方で、第1-(5)-27図により、雇用者全体の総賃金額を示す総雇用者所得(雇用者数と一人当たり賃金とを乗じて算出したもの)の推移をみると、2020年4月に前年同月比で減少に転じ、5月には前年同月比-3.5%、12月には特別給与の減少が影響し、前年同月比-4.0%となった。これは、労働投入量とは異なり、リーマンショック期の最大減少幅(2009年6月の前年同月比-8.9%)よりも小さい減少幅となっている。減少要因をみると、リーマンショック期の2009年よりも賃金(現金給与総額)の減少による寄与が小さくなっており、全体としても比較的小幅な減少にとどまっていることが分かる。

前図の労働投入量の推移と合わせてみると、2020年には、労働投入量は緊急事態宣言下の5月を中心にリーマンショック期よりも大きく減少した一方、総雇用者所得はリーマンショック期よりも小幅な減少にとどまったことが分かる。こうした背景には、緊急事態宣言等による感染拡大防止のための一時的な経済活動の抑制に対応するため、企業が雇用や賃金の維持に積極的に取り組んだことや、それを下支えする雇用調整助成金等の政策が効果を発揮したことがあるものと考えられる¹⁹。

19 企業が雇用維持に積極的であった要因として、感染拡大期においては、緊急事態宣言の発出が感染拡大防止を目的とした緊急的・一時的な措置であったこと、リーマンショック期と比較すると多くの産業においてショック前の業況は相対的に良い状態にあり、さらに企業が深刻な人手不足に直面していたことなどに留意する必要がある。また、雇用調整助成金等の効果については第6章で詳しくみる。

第1-(5)-26図 労働投入量の推移

- 雇用者の総労働量を示す指標である労働投入量（雇用者数×一人当たり労働時間）をみると、2020年は、前年同月比で大幅に減少し、2020年5月には-10.6%とリーマンショック期の最大減少幅（2009年5月の前年同月比-7.3%）よりも大きい減少幅となった。しかしながら、その減少分の大半が労働時間の減少によるものであり、雇用者数の減少による部分は限られている。
- 2020年6月以降、労働投入量は、主に労働時間の減少幅の縮小により回復傾向で推移したが、11月以降は減少幅がやや拡大している。

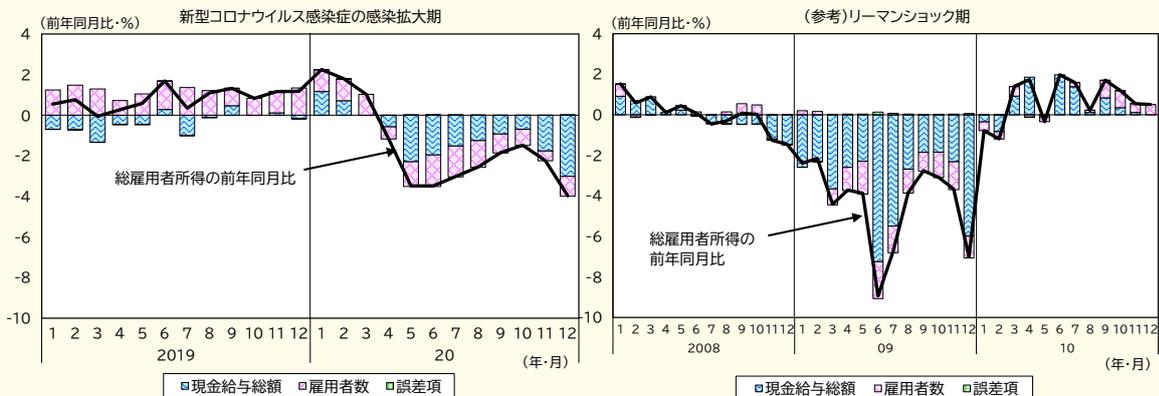


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「労働力調査（基本集計）」、経済産業省「全産業活動指数」「鉱工業生産指数」「第3次産業活動指数」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて推計

- (注) 1) 労働投入量は、総実労働時間数（原指数）に雇用者数（原数値）を乗じて算出している。
- 2) 総実労働時間指数は、調査産業計、就業形態計、事業所規模5人以上の値を利用している。
- 3) 労働投入量の変化率は、総実労働時間指数の変化率、雇用者数の変化率及び誤差項に分解し、算出している。
- 4) 全産業活動指数は、2020年7月に作成を終了しており、2020年8月以降は、2015年基準の「鉱工業生産指数」「第3次産業活動指数」をもとに算出した「鉱工業及び第3次産業の統合指数」（2015年基準）の前年同月比を掲載している。
- 5) 全産業活動指数、鉱工業生産指数、第3次産業活動指数については、原指数を使用している。

第1-(5)-27図 総雇用者所得の推移

- 雇用者全体の総賃金額を示す総雇用者所得（雇用者数×一人当たり賃金）をみると、2020年4月に前年同月比で減少に転じ、5月には前年同月比-3.5%、12月には前年同月比-4.0%となったが、リーマンショック期の最大減少幅（2009年6月の前年同月比-8.9%）よりも小さい減少幅となっている。
- 減少要因をみると、リーマンショック期の2009年よりも賃金（現金給与総額）の減少による寄与が小さくなっており、全体としても比較的小幅な減少にとどまっている。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて推計

- (注) 1) 総雇用者所得は、現金給与総額指数（原指数）に雇用者数（原数値）を乗じて算出している。なお、厚生労働省において独自に作成した試算値であり、内閣府の「月例経済報告」の名目総雇用者所得とは若干算出方法が異なる。
- 2) 現金給与総額指数は、調査産業計、就業形態計、事業所規模5人以上の値を利用している。
- 3) 総雇用者所得の変化率は、現金給与総額指数の変化率、雇用者数の変化率及び誤差項に分解し、算出している。

●感染拡大期には企業は主に人員・賃金削減以外の方法で雇用調整等を行っている

次に、企業による雇用や賃金の維持のための取組の背景について詳細にみるために、企業による雇用調整等の方法についてみていく。まず、第1-(5)-28図により、雇用調整を実施した事業所の割合の推移をみると、リーマンショック期の2008年第Ⅳ四半期（10-12月期）から2009年第Ⅱ四半期（4-6月期）にかけて49%まで急速に上昇した。その後、低下傾向となったものの、2012年12月以降の景気回復局面においてもリーマンショック期前より高い水準で推移してきており、リーマンショックを機に企業の雇用調整等への意識が全般的に高まったことがうかがえる。そのような中で、感染拡大期の2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）には49%と再びリーマンショック期と同程度まで上昇した。

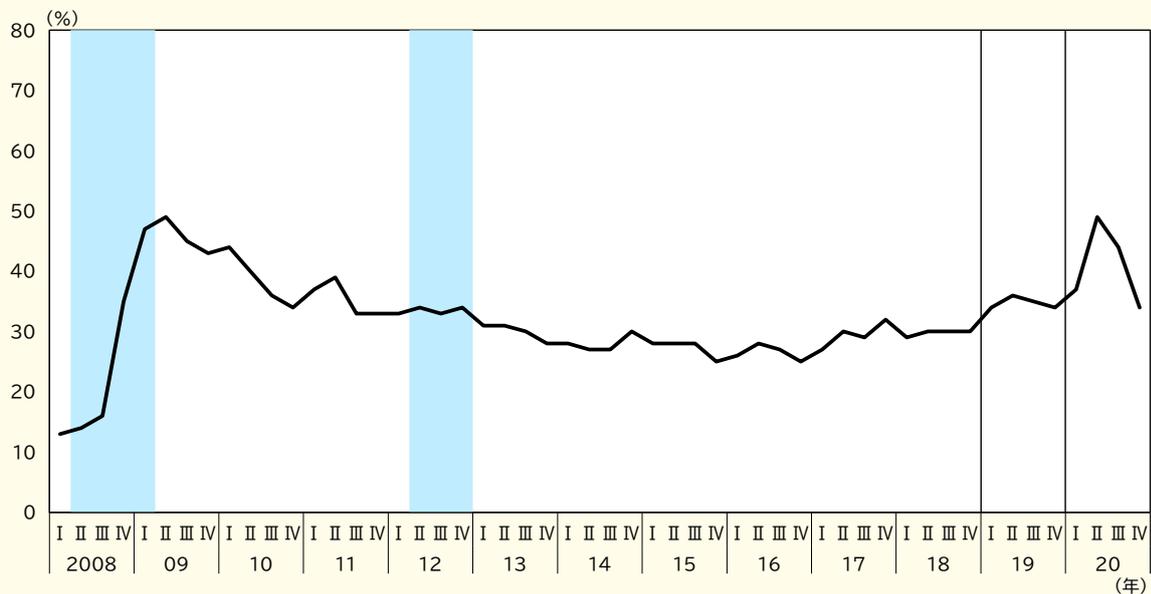
しかしながら、企業が実施した雇用調整等の方法をみると、感染拡大期とリーマンショック期とでは様相が大きく異なっている。第1-(5)-29図及び第1-(5)-30図は、雇用調整等を実施した事業所のうち、それぞれの雇用調整等の方法を実施した事業所の割合をみたものである。第1-(5)-29図の（1）は「残業規制」「配置転換」「一時休業（一時帰休）」等、人員・賃金削減以外の方法で雇用調整等を行った事業所の割合の推移であるが、リーマンショック期、感染拡大期ともに、これらの方法による雇用調整等を行った事業所が増加していることが分かる。一方で、同図の（2）は「希望退職者の募集、解雇」「中途採用の削減停止」「賃金等労働費用の削減」等、人員・賃金削減による雇用調整等を行った事業所の割合の推移であるが、2020年にはこうした人員・賃金削減による雇用調整等を行った事業所の割合がリーマンショック期ほどは高くないことが分かる。

さらに、第1-(5)-30図は、感染拡大期、リーマンショック期のそれぞれのショックの前後²⁰でどのような雇用調整等の方法がとられたのか、それぞれの方法別に実施事業所割合をみたものである。これをみると、人員・賃金削減以外の雇用調整等の方法については、「残業規制」「休日・休暇の増加等」「配置転換」「出向」を実施していた事業所の割合は、リーマンショック期以降も比較的高い割合を維持していたこともあり、感染拡大期における増加幅は小幅にとどまっているものの、「残業規制」を除き感染拡大期の方が実施事業所割合は高くなっている。また、「一時休業（一時帰休）」を実施した事業所の割合は感染拡大期、リーマンショック期とも上昇しているが、感染拡大期の方が高くなっている。他方で、人員・賃金削減による雇用調整等の方法についてはいずれの項目でも、感染拡大期の方が実施事業所割合は低くなっている。このように感染拡大期の2020年には、人員・賃金削減よりも雇用や賃金の維持をしながら雇用調整等を実施した企業が多かったことがうかがえる。この背景には、感染拡大期における社会経済活動の抑制が、感染拡大防止を目的とした緊急的・一時的な措置であったことや、労働市場において人手不足基調の状態が続いていたこと、また、後述するように過去に例のない政策の下支えがあったことなどがあると考えられる。

20 本分析においては、「ショック前」とは、感染拡大期については2019年第Ⅰ四半期（1-3月期）～第Ⅳ四半期（10-12月期）を指し、リーマンショック期については2008年第Ⅰ四半期（1-3月期）～第Ⅲ四半期（7-9月期）を指している。また、「ショック後」とは、感染拡大期については2020年第Ⅰ四半期（1-3月期）～第Ⅳ四半期（10-12月期）を指し、リーマンショック期については2008年第Ⅳ四半期（10-12月期）～2010年第Ⅳ四半期（10-12月期）を指している。

第1-(5)-28図 雇用調整実施事業所の割合の推移

- 雇用調整を実施した事業所の割合の推移をみると、リーマンショック期の2008年第IV四半期（10-12月期）から2009年第II四半期（4-6月期）にかけて49%まで急速に増加した。その後、低下傾向となったものの、2012年12月以降の景気回復局面においてもリーマンショック期前より高い水準で推移していた。
- 感染拡大期には、2020年第II四半期（4-6月期）に49%まで上昇した。



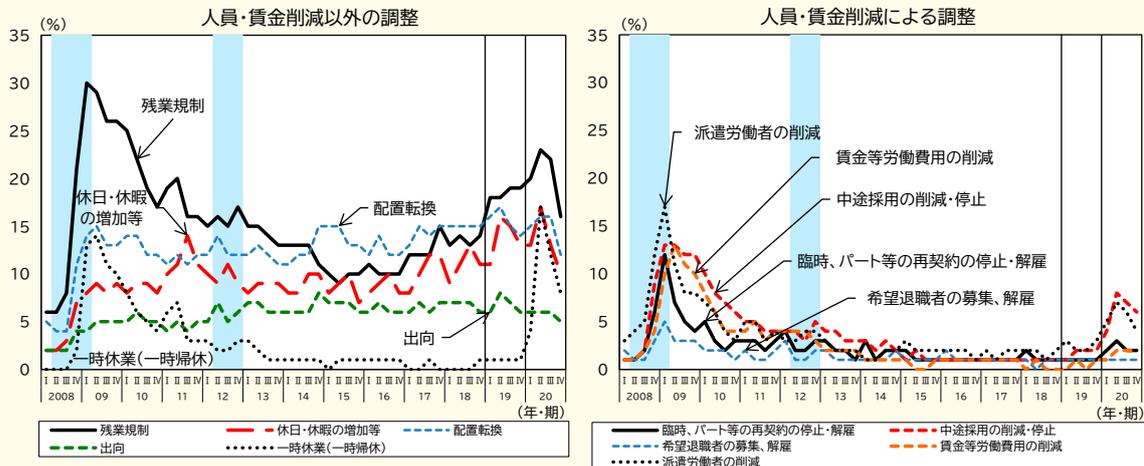
資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) グラフのシャドー部分は景気後退期。

2) 本白書では、2019年～2020年の労働経済の動向を中心に分析を行うため、見やすさの観点から2019年と2020年の年の区切りに実線を入れている。

第1-(5)-29図 雇用調整等の方法の実施事業所割合の推移

- 雇用調整を実施した事業所のうち各雇用調整等の方法を実施した事業所の割合の推移をみると、「残業規制」「配置転換」「一時休業（一時帰休）」等、人員・賃金削減以外の方法による雇用調整等については、リーマンショック期、感染拡大期ともに、これらの方法による雇用調整等を行った事業所が増加していることが分かる。
- 一方で、「希望退職者の募集、解雇」「中途採用の削減停止」「賃金等労働費用の削減」等、人員・賃金削減による雇用調整等については、感染拡大期にはこうした人員・賃金削減による雇用調整等を行った事業所の割合がリーマンショック期ほどは高くないことが分かる。



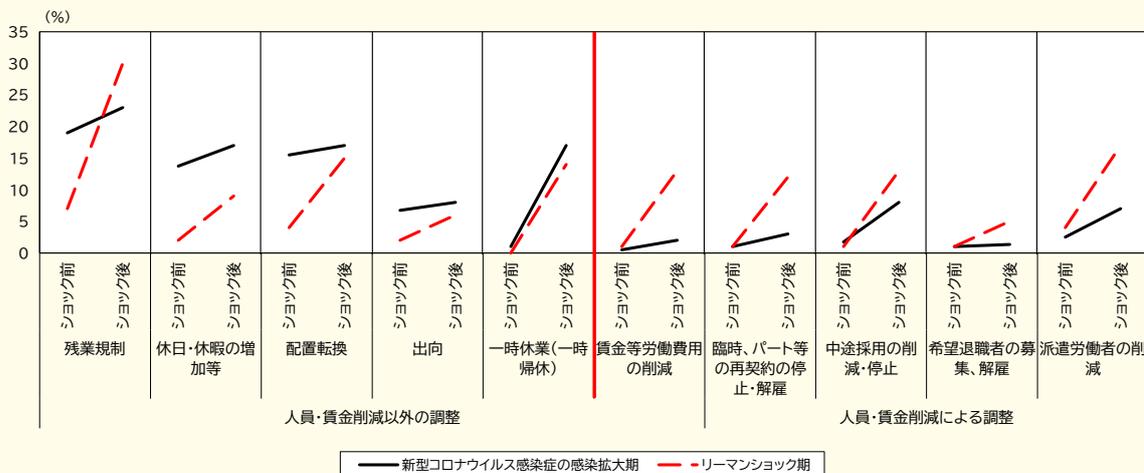
資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) グラフのシャドー部分は景気後退期。

2) 本白書では、2019年～2020年の労働経済の動向を中心に分析を行うため、見やすさの観点から2019年と2020年の年の区切りに実線を入れている。

第1-(5)-30図 雇用調整等の方法別の実施事業所割合

- ショック前後での雇用調整実施事業所における各雇用調整等の方法の実施割合の変化をみると、「残業規制」「休日・休暇の増加等」「配置転換」等を実施している事業所の割合は、リーマンショック以降、比較的高い割合を維持していたこともあり、感染拡大期における増加幅は小幅にとどまっているが、「残業規制」を除き、感染拡大期の方が実施事業所割合は高い。「一時休業（一時帰休）」を実施した事業所割合は、感染拡大期はリーマンショック期ともに上昇しているが、感染拡大期の方が実施事業所割合は高い。
- 一方、人員・賃金削減による雇用調整等の方法についてはいずれの項目でも、感染拡大期の方が実施事業所割合は低くなっている。



資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 「ショック前」は、感染拡大期は2019年第I四半期～第IV四半期、リーマンショック期は2008年第I四半期～第III四半期の平均であり、「ショック後」は、感染拡大期は2020年第I四半期～第IV四半期、リーマンショック期は2008年第IV四半期～2010年第IV四半期の最大値。

●求人・求職や失業への影響は地域によっても異なる

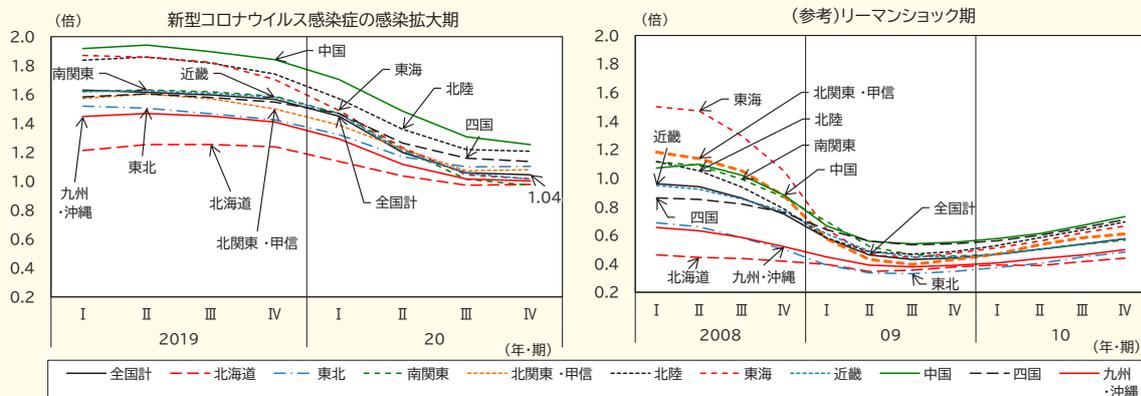
感染拡大の雇用への影響は地域によって異なる可能性があることから、地域別の求人・求職や失業の動向についてもみている。

第1-(5)-31図により地域別の有効求人倍率の動向をみると、全国的に2020年第I四半期(1-3月期)以降低下している中、特に「南関東」「東海」「近畿」では、第I四半期(1-3月期)から第IV四半期(10-12月期)にかけてそれぞれ1.5倍程度から1.0倍程度へと比較的大きく低下している。リーマンショック期の有効求人倍率は、2008年第III四半期(7-9月期)から2009年第II四半期(4-6月期)にかけて全国的に大きく低下した中、特に「東海」での減少幅が大きかった(付1-(5)-5表)。

また、第1-(5)-32図により地域別の完全失業率の動向をみると、2020年第II四半期(4-6月期)には「北海道」「東北」「南関東」「近畿」で比較的大きく上昇し、第III四半期(7-9月期)には「東海」「中国・四国」においても上昇がみられた。リーマンショック期の完全失業率は、2008年第IV四半期(10-12月期)から2009年第III四半期(7-9月期)にかけて全国的に大きく上昇した中、特に「東北」「近畿」での上昇が大きかった(付1-(5)-6表)。

第1-(5)-31図 地域別有効求人倍率の動向

- 感染拡大期の有効求人倍率の動向を地域別にみると、全国的に2020年第I四半期(1-3月期)以降低下している中、特に「南関東」「東海」「近畿」では、第I四半期(1-3月期)から第IV四半期(10-12月期)にかけてそれぞれ1.5倍程度から1.0倍程度へと比較的大きく低下している。
- リーマンショック期の有効求人倍率は、2008年第III四半期(7-9月期)から2009年第II四半期(4-6月期)にかけて全国的に大きく低下した中、特に「東海」での減少幅が大きかった。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) データは四半期の実施値別有効求人倍率(季節調整値)。

2) 各ブロックの構成県は、以下のとおり。

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北関東・甲信：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

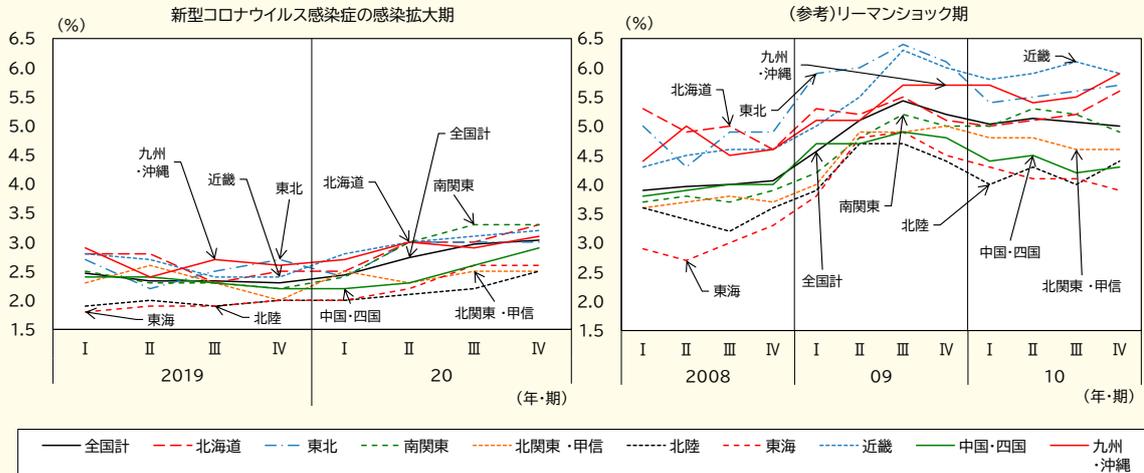
中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第1-(5)-32図 地域別完全失業率の動向

- 感染拡大期の完全失業率の動向を地域別にみると、2020年第II四半期（4-6月期）には「北海道」「東北」「南関東」「近畿」で比較的大きく上昇し、第III四半期（7-9月期）には「東海」「中国・四国」においても上昇がみられた。
- リーマンショック期の完全失業率は、2008年第IV四半期（10-12月期）から2009年第III四半期（7-9月期）にかけて全国的に大きく上昇した中、特に「東北」「近畿」での上昇が大きかった。



●就業者は正規雇用労働者が増加したものの特に女性の非正規雇用労働者の大幅減少等により減少、休業者は女性の非正規雇用労働者を中心に増加

本節では感染拡大の影響を大きく受けた2020年の雇用・労働全体の状況についてみてきた。最後にこれまでの分析を踏まえ、「労働力調査（詳細集計）」を用いて、第1-(5)-33図及び第1-(5)-34図により2020年の我が国の労働力の概況について言及しておく²¹。

第1-(5)-33図により男女計の概況についてみると、労働力人口は6,858万人で前年差22万人の減少となり、非労働力人口は4,200万人で前年差10万人の増加となっている²²。労働力人口のうち、就業者数は6,667万人で前年差48万人の減少となり、完全失業者は191万人で前年差26万人の増加となった。就業者について従業上の地位別にみると、正規雇用労働者は3,529万人で前年差35万人の増加となった一方、非正規雇用労働者は2,090万人で前年差75万人の減少

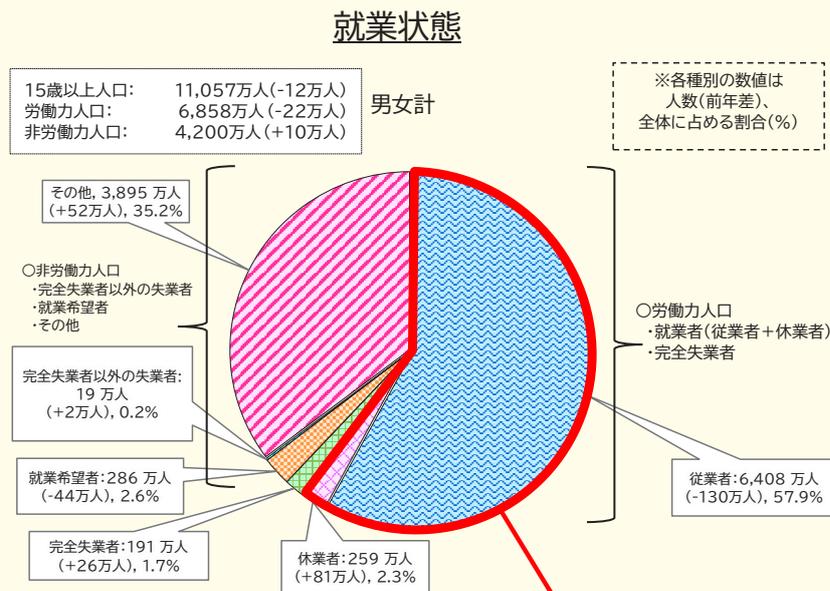
21 第1-(5)-33図及び第1-(5)-34図で使用している数値は「労働力調査（詳細集計）」によるものであるが、詳細集計の数値は調査世帯数や集計対象の違いなどから、基本集計の数値とは一致しない。

22 「労働力調査（基本集計）」の「労働力人口」「非労働力人口」の範囲に合わせるよう、「労働力調査（詳細集計）」の集計結果を組み替えており、「労働力調査（詳細集計）」の公表値の「労働力人口」「非労働力人口」とは異なっている。

となった。このうち、不本意非正規雇用労働者は230万人で前年差6万人の減少、その他の非正規雇用労働者は1,860万人で前年差69万人の減少といずれも減少した。また、就業者のうち、従業者は6,408万人で前年差130万人の減少となった一方、休業者は259万人で前年差81万人の増加となった。休業者の内訳について従業上の地位別にみると、正規雇用労働者が前年差24万人の増加、非正規雇用労働者が前年差43万人の増加となり、非正規雇用労働者の増加幅がより大きくなっている。非労働力人口の内訳をみると、就業希望者は286万人で前年差44万人の減少となったほか、完全失業者以外の失業者が前年差2万人の増加、その他が前年差52万人の増加となった。

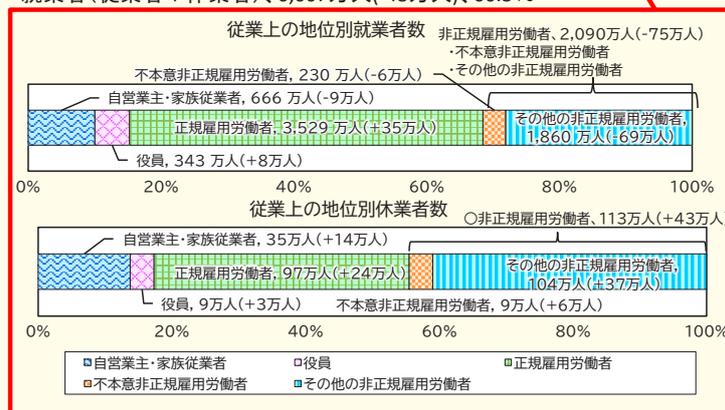
第1-(5)-34図により男女別の概況をみると、男女とも労働力人口が減少し（前年差男性6万人減少、女性16万人減少）、非労働力人口が増加しているが（前年差男性2万人増加、女性8万人増加）、労働力人口の減少幅、非労働力人口の増加幅とも女性の方が大きくなっている。また、就業者について従業上の地位別にみると、男女ともに正規雇用労働者数が増加し、非正規雇用労働者数が減少している中、女性の正規雇用労働者が前年差33万人の増加と、男性の前年差2万人の増加よりも大きく増加している一方で、女性の非正規雇用労働者が前年差50万人の減少と、男性の前年差26万人の減少よりも大きく減少している。休業者数については、男性が前年差30万人の増加に対して女性が前年差52万人の増加と女性の増加幅が大きかった。休業者の内訳についてみると、男性では正規雇用労働者が前年差10万人の増加、非正規雇用労働者が前年差11万人の増加、女性では、正規雇用労働者が前年差14万人の増加、非正規雇用労働者が前年差31万人の増加となっており、いずれの雇用形態でも女性の増加幅がより大きくなっている。非労働力人口の内訳をみると、就業希望者は女性が前年差33万人の減少と、男性の前年差12万人の減少よりも減少幅が大きくなっている。

第 1-(5)-33 図 我が国の労働力の概況



就業者(従業者+休業者)の内訳

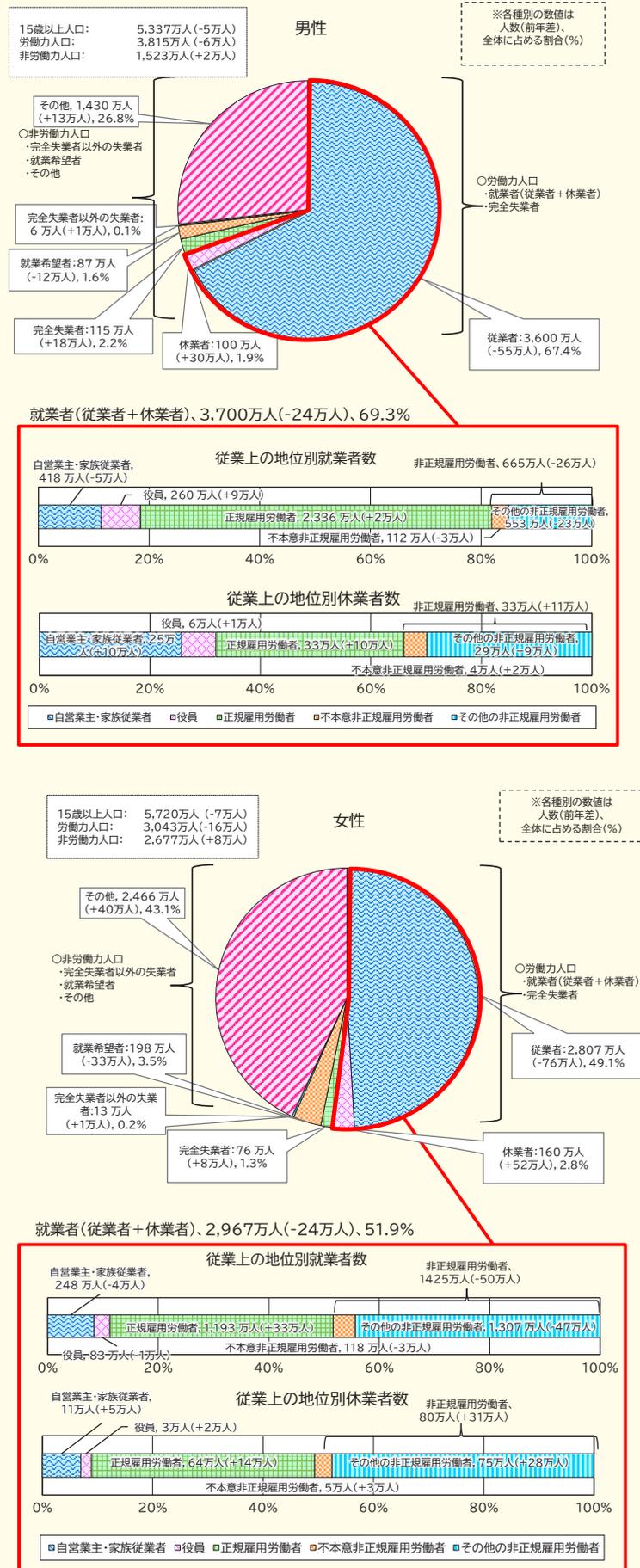
就業者(従業者+休業者)、6,667万人(-48万人)、60.3%



資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注)
- 「労働力人口」は「労働力調査(詳細集計)」の「就業者数」と「完全失業者数」を合計したものであり、「労働力調査(詳細集計)」の「労働力人口(公表値)」とは異なる。
 - 「非労働力人口」は「労働力調査(詳細集計)」の「非労働力人口」と「完全失業者以外の失業者」(「労働力調査(詳細集計)」の「失業者」から「完全失業者」を差し引いたものとして算出)を合計したものであり、「労働力調査(詳細集計)」の「非労働力人口(公表値)」とは異なる。
 - 「失業者」は「就業しておらず、1か月以内に求職活動を行っており(過去の求職活動の結果待ちを含む)、すぐに就業できる者」、「完全失業者」は「失業者」のうち1週間以内に求職活動を行った者(過去の求職活動の結果待ちを含む)。
 - 不本意非正規雇用労働者は、非正規の職員・従業員のうち、現職に就いた理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。その他の非正規の職員・従業員は、非正規の職員・従業員から不本意非正規雇用労働者を差し引いたものとして算出。
 - 非労働力人口のうち「その他」については、「非労働力人口(公表値)」から、就業希望者を差し引いたものとして算出。

第1-(5)-34図 我が国の労働力の概況（男女別）



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 「労働力人口」は「労働力調査（詳細集計）」の「就業者数」と「完全失業者数」を合計したものであり、「労働力調査（詳細集計）」の「労働力人口（公表値）」とは異なる。
- 2) 「非労働力人口」は「労働力調査（詳細集計）」の「非労働力人口」と「完全失業者以外の失業者」（「労働力調査（詳細集計）」の「失業者」から「完全失業者」を差し引いたものとして算出）を合計したものであり、「労働力調査（詳細集計）」の「非労働力人口（公表値）」とは異なる。
- 3) 「失業者」は「就業しておらず、1か月以内に求職活動を行っており（過去の求職活動の結果待ちを含む）、すぐに就業できる者」、「完全失業者」は「失業者」のうち1週間以内に求職活動を行った者（過去の求職活動の結果待ちを含む）。
- 4) 不本意非正規雇用労働者は、非正規の職員・従業員のうち、現職に就いた理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。その他の非正規の職員・従業員は、非正規の職員・従業員から不本意非正規雇用労働者を差し引いたものとして算出。
- 5) 非労働力人口のうち「その他」については、「非労働力人口」（公表値）から、就業希望者を差し引いたものとして算出。

4 労働時間・賃金の動向

●感染拡大期における総実労働時間は、2020年3月以降、5月を底として大幅に減少した後、減少幅が縮小し、10月には前年水準に一旦戻ったものの、11月以降再び減少した続いて、労働時間・賃金への影響についても概観していく。

まず、労働時間について、第1-(5)-35図により、総実労働時間の変動要因をみると、2019年を通じて、一般労働者の所定内労働時間やパートタイム労働者の労働時間の減少、パートタイム労働者比率の増加等のマイナス寄与により、総実労働時間は減少傾向にあったところ、感染拡大の影響により、2020年3月以降、一般労働者の所定内労働時間及び所定外労働時間並びにパートタイム労働者の労働時間のマイナス寄与が拡大し、総実労働時間の減少幅が大きくなった。その後、5月を底として減少幅は縮小傾向となり、10月には前年同月の水準に一旦戻ったものの、11月以降は再び減少した。パートタイム労働者比率は、2020年1月からパートタイム労働者数の伸びの鈍化又は減少により前年同月比で低下し、労働時間に対してはプラス寄与に転じた。

最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、リーマンショック期の2009年5月は前年同月比-5.7%であったのに対して、感染拡大期の2020年5月は前年同月比-9.5%と、減少幅がより大きくなっている。また、感染拡大期には、パートタイム労働者比率が減少し、総実労働時間の変動にプラスに寄与している点や、パートタイム労働者の労働時間のマイナス寄与がリーマンショック期よりも大きい点も特徴的である。

次に、総実労働時間の変動要因を雇用形態別にみってみる。第1-(5)-36図により、一般労働者についてみると、2019年には、主に所定内労働時間がマイナスに寄与したことにより総実労働時間は減少傾向にあったが、2020年には、所定内労働時間、所定外労働時間のマイナス寄与がともに拡大し、総実労働時間の減少幅が大きくなった。その後、5月を底として減少幅は縮小し、10月には前年同月の水準に一旦戻ったものの、11月以降再び減少した。

最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、リーマンショック期の2009年5月は前年同月比-5.8%であったのに対して、感染拡大期の2020年5月は前年同月比-9.0%であり、感染拡大期の方が、総実労働時間の減少幅が大きくなっている。

また、第1-(5)-37図により、パートタイム労働者についてみると、2019年には、主に所定内労働時間がマイナスに寄与したことにより総実労働時間は減少傾向にあったが、2020年3月以降、所定内労働時間、所定外労働時間のマイナス寄与が拡大したことにより減少幅が拡

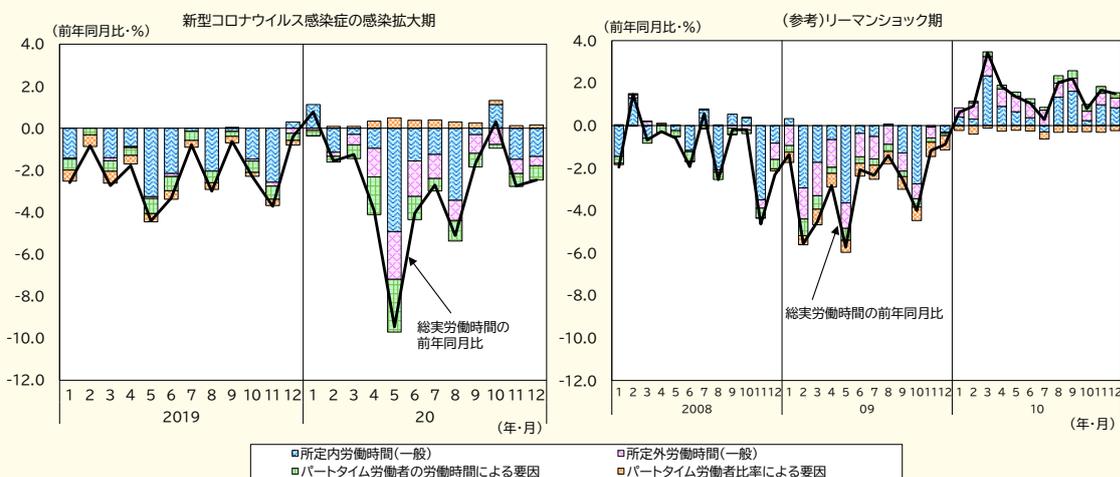
大した。その後、5月を底として減少幅は縮小していったが、12月時点でも前年同月の水準を下回っている。

最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、リーマンショック期の2009年2月は前年同月比-4.8%であったのに対して、感染拡大期の2020年5月は前年同月比-13.4%であり、感染拡大期の方が総実労働時間の減少幅が大きくなっている。また、それ以外の時期についても、総じて感染拡大期の方が、リーマンショック期よりも総実労働時間の減少幅が大きくなっている。

こうした一般労働者及びパートタイム労働者の労働時間、特に所定内労働時間の大幅な減少には、2020年5月を底として減少幅が縮小しているものの、2020年2月から続く一般労働者、パートタイム労働者の出勤日数の減少傾向が影響している（付1-(5)-7表）。その背景には、感染拡大防止のための経済活動の抑制（外出自粛、営業自粛、休業要請等）に伴う出勤日数の減少があるものと考えられる。

第1-(5)-35図 総実労働時間の変動要因の推移

- 月次の総実労働時間の変動要因をみると、2019年には一般労働者の所定内労働時間やパートタイム労働者の労働時間の減少、パートタイム労働者比率の増加等のマイナス寄与により、総実労働時間は減少傾向にあった。
- 2020年には感染拡大の影響により、3月以降、一般労働者の所定内労働時間及び所定外労働時間並びにパートタイム労働者の労働時間のマイナス寄与が拡大し、総実労働時間の減少幅が大きくなった。5月を底として減少幅は縮小傾向となり、10月には前年同月の水準に一旦戻ったものの、11月以降は再び減少した。パートタイム労働者比率は、1月からパートタイム労働者数の伸びの鈍化又は減少により前年同月比で低下し、労働時間に対してはプラス寄与に転じた。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が大きくなっていた（2009年5月：-5.7%⇒2020年5月：-9.5%（前年同月比））。

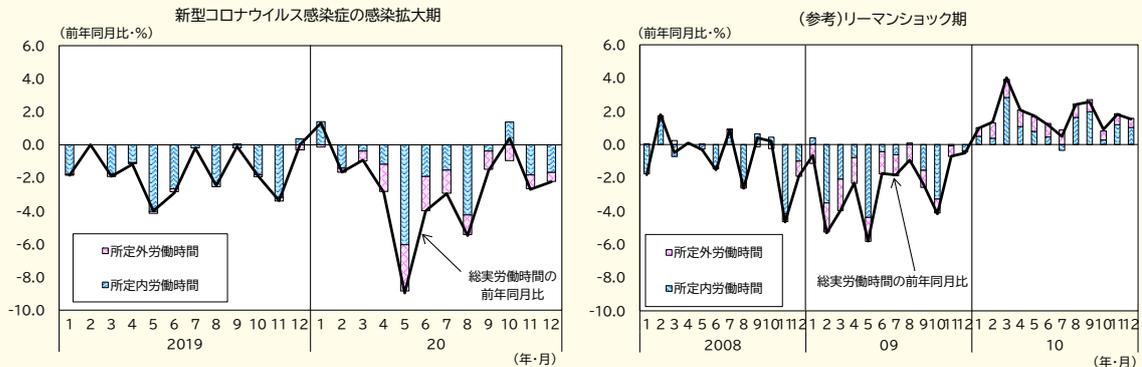


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。
 2) 指数（総実労働時間指数、所定内労働時間指数、所定外労働時間指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。

第1-(5)-36図 一般労働者の総実労働時間の変動要因の推移

- 一般労働者の月次の労働時間の変動要因をみると、2019年には主に所定内労働時間がマイナスに寄与したことにより総実労働時間は減少傾向にあった。
- 2020年には所定内労働時間、所定外労働時間のマイナス寄与がともに拡大したことから減少幅が大きくなった。その後、5月を底として減少幅は縮小し、10月には前年同月の水準に一旦戻ったものの、11月以降再び減少した。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が大きくなっていった（2009年5月：-5.8%⇒2020年5月：-9.0%（前年同月比））。

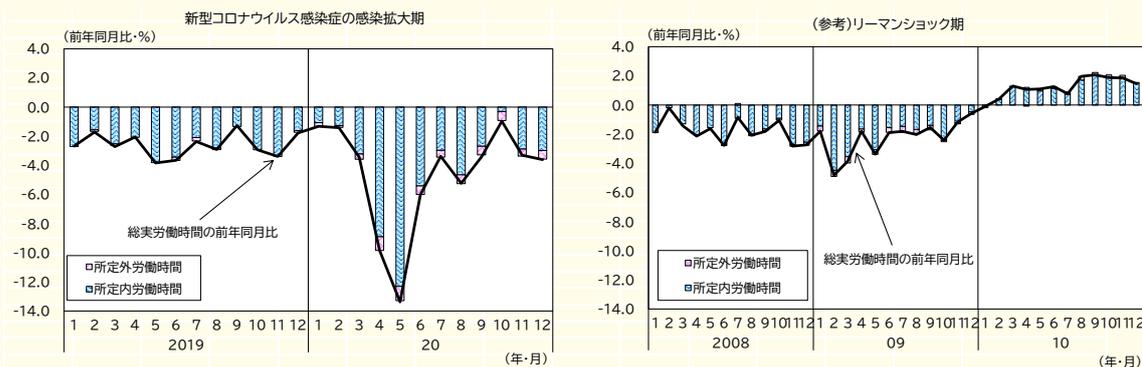


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。
 2) 指数（総実労働時間指数、所定内労働時間指数、所定外労働時間指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能になるように修正した実数値を用いている。

第1-(5)-37図 パートタイム労働者の総実労働時間の変動要因の推移

- パートタイム労働者の月次の労働時間の変動要因をみると、2019年には主に所定内労働時間がマイナスに寄与したことにより総実労働時間は減少傾向にあった。
- 2020年3月以降、所定内労働時間、所定外労働時間のマイナス寄与が拡大したことにより総実労働時間の減少幅が拡大した。その後、5月を底として減少幅は縮小していったが、12月時点でも前年同月の水準を下回っている。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が大きくなっていった（2009年2月：-4.8%⇒2020年5月：-13.4%（前年同月比））。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。
 2) 指数（総実労働時間指数、所定内労働時間指数、所定外労働時間指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能になるように修正した実数値を用いている。

●感染拡大期における賃金は、2020年4月から5月にかけて大きく減少し、5月を底として減少幅が縮小したが、11月以降減少幅が拡大し、12月は5月を上回る減少となった

次に、賃金の動向についてみていく。第1-(5)-38図により、就業形態計の現金給与総額（名目）の変動要因をみると、2019年には一般労働者の特別給与の減少やパートタイム労働者比率の上昇により現金給与総額がおおむねマイナス傾向で推移していたところ、2020年には

一般労働者の所定外給与及び特別給与の減少が大きくマイナスに寄与したことにより、現金給与総額は4月から5月にかけて前年同月比で大きく減少した。5月に前年同月比-2.3%まで減少した後、6月以降は減少幅が縮小していたが、11月には減少幅が再び拡大し、12月には一般労働者の特別給与の減少によるマイナス寄与により、前年同月比-3.0%と5月よりも大きく減少し、2020年で最大の減少幅となった。

リーマンショック期と比較すると、2020年12月の減少幅(-3.0%)は、リーマンショック期の最大減少幅である2009年6月の前年同月比-7.2%よりは小さく、また、各月の動きをみても総じて2020年の方が現金給与総額の減少幅が小さくなっている。また、2020年にはパートタイム労働者比率が低下し、現金給与総額にプラスに寄与している点及び特別給与の減少幅が小さい点で異なっている。

次に、現金給与総額の変動要因の推移を雇用形態別にみしてみる。第1-(5)-39図により、一般労働者についてみると、2019年には現金給与総額の前年同月比は低い伸びながら、おおむね増加傾向で推移していたところ、2020年には所定外給与及び特別給与が大きく減少したことで4月以降減少に転じた。6月に前年同月比-2.9%まで減少した後、7月以降は減少幅が縮小していたが、11月には減少幅が再び拡大した。12月には特別給与の減少がマイナスに寄与し、前年同月比-3.5%と6月よりも大きく減少し、2020年で最大の減少幅となった。

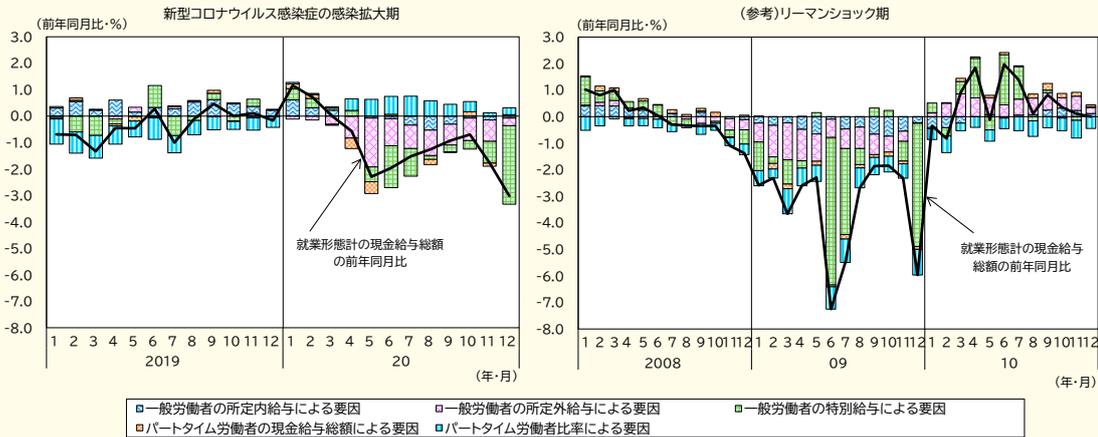
リーマンショック期と比較すると、2020年12月の減少幅(-3.5%)は、リーマンショック期の最大減少幅である2009年6月の前年同月比-6.8%よりは小さく、また、各月の動きをみても、主に特別給与の減少幅が比較的小さいことから、総じて現金給与総額の減少幅が小さくなっている。

第1-(5)-40図により、パートタイム労働者についてみると、2019年には、所定内給与の増加幅の縮小により、前年同月比でほぼ横ばい傾向にあったところ、2020年3月以降、所定内労働時間、所定外労働時間が大きく減少し、所定内給与、所定外給与の減少がマイナスに寄与したことから現金給与総額は減少に転じ、4月は前年同月比-3.6%、5月は前年同月比-4.1%と減少した。6月には、特別給与の増加によるプラス寄与の拡大により増加に転じた。その後は、8月、9月に再び減少した後、10月には所定内給与のプラス寄与により増加し、11月には所定内給与のマイナス寄与により減少した。12月には特別給与の増加によるプラス寄与の拡大により増加となった。このようにパートタイム労働者では、月によって増減の違いがみられた。この背景には、パートタイム労働者の特別給与が、一般労働者と異なり、6月、12月を中心に増加していることがあげられる。これは、第3章でみたとおり、2020年4月から働き方改革関連法のうち同一労働同一賃金に関する規定が大企業で施行され、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差の解消が求められたことにより、パートタイム労働者に対する賞与等を支払う事業所が増加したこと等が背景にあるものと考えられる。

リーマンショック期と比較すると、2020年4月の前年同月比-3.6%、5月の前年同月比-4.1%は、リーマンショック期の最大減少幅である2009年2月の前年同月比-2.3%よりも大きかった一方、それ以外の月では減少幅が比較的小さい月や増加している月もあった。

第 1-(5)-38 図 現金給与総額（名目）の変動要因の推移

- 就業形態計の現金給与総額（名目）の変動要因をみると、2019年には一般労働者の特別給与の減少やパートタイム労働者比率の上昇により現金給与総額がおおむねマイナス傾向で推移していた。
- 2020年には一般労働者の所定外給与及び特別給与の減少が大きくマイナスに寄与したことにより、4月から5月にかけて前年同月比で大きく減少した後、6月以降は減少幅が縮小したが、11月には減少幅が再び拡大し、12月には一般労働者の特別給与の減少によるマイナス寄与により、5月よりも大きく減少し、2020年で最大の減少幅となった。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が小さくなっていた（2009年6月：-7.2%⇒2020年12月：-3.0%（前年同月比））。

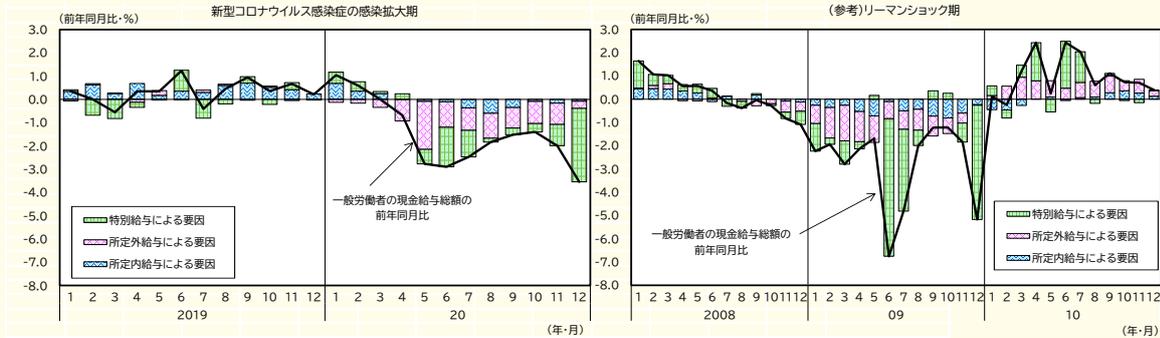


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注)
- 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。
 - 2) 就業形態計、一般労働者、パートタイム労働者のそれぞれについて、指数（現金給与総額指数、定期給与指数、所定内給与指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、現金給与総額の時系列接続が可能となるように修正した実数値を算出し、これらの数値を基にパートタイム労働者比率を推計している。
 - 3) 所定外給与＝定期給与（修正実数値）－所定内給与（修正実数値）、特別給与＝現金給与総額（修正実数値）－定期給与（修正実数値）として算出している。このため「毎月勤労統計調査」の公表値の増減とは一致しない場合がある。

第1-(5)-39図 一般労働者の現金給与総額（名目）の変動要因の推移

- 一般労働者の現金給与総額（名目）の変動要因をみると、2019年には現金給与総額の前年同月比は低い伸びながらも、おおむね増加傾向で推移していた。
- 2020年には所定外給与及び特別給与が大きく減少したことで4月以降減少に転じ、6月まで減少した後、7月以降は減少幅が縮小していたが、11月には減少幅が再び拡大した。12月には特別給与の減少がマイナスに寄与し、6月よりも大きく減少し、2020年で最大の減少幅となった。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が小さくなっていた（2009年6月：-6.8%⇒2020年12月：-3.5%（前年同月比））。

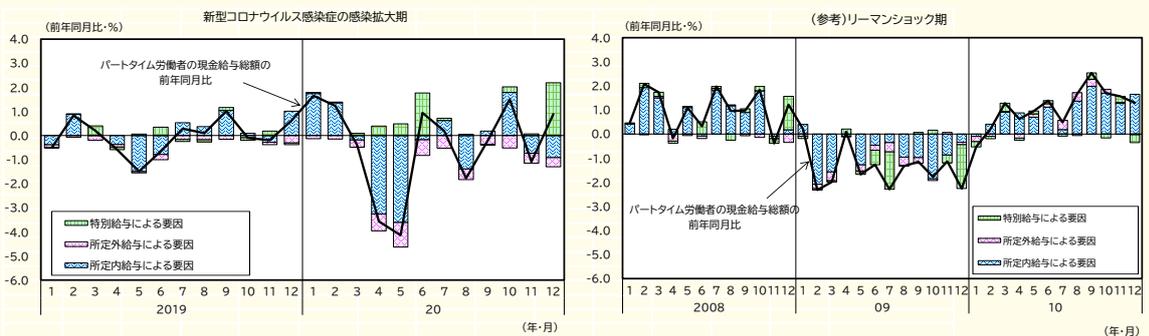


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。
 2) 指数（現金給与総額指数、定期給与指数、所定内給与指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。
 3) 所定外給与＝定期給与（修正実数値）-所定内給与（修正実数値）、特別給与＝現金給与総額（修正実数値）-定期給与（修正実数値）として算出している。このため「毎月勤労統計調査」の公表値の増減とは一致しない場合がある。

第1-(5)-40図 パートタイム労働者の現金給与総額（名目）の変動要因の推移

- パートタイム労働者の現金給与総額（名目）の変動要因をみると、2019年には所定内給与の増加幅の縮小により、前年同月比でほぼ横ばい傾向で推移していた。
- 2020年3月以降、所定内労働時間、所定外労働時間が大きく減少し、所定内給与、所定外給与の減少がマイナスに寄与したことから現金給与総額は減少に転じ、4月、5月と減少した。6月には、特別給与の増加によるプラス寄与の拡大により増加に転じた。その後は、8月、9月に再び減少した後、10月には所定内給与のプラス寄与により増加し、11月には所定内給与のマイナス寄与により減少した。12月には特別給与の増加によるプラス寄与の拡大により増加となった。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が大きくなっていた（2009年2月：-2.3%⇒2020年5月：-4.1%（前年同月比））。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

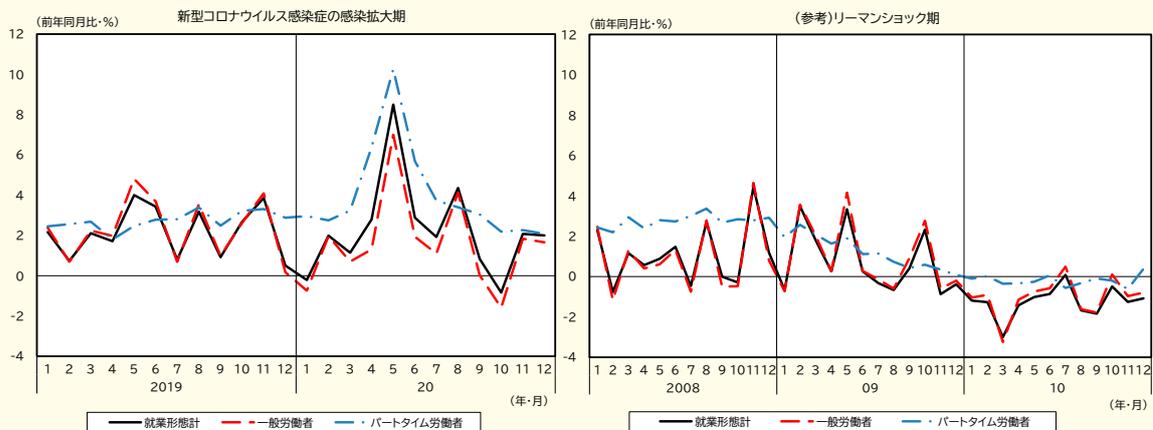
- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。
 2) 指数（現金給与総額指数、定期給与指数、所定内給与指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。
 3) 所定外給与＝定期給与（修正実数値）-所定内給与（修正実数値）、特別給与＝現金給与総額（修正実数値）-定期給与（修正実数値）として算出している。このため「毎月勤労統計調査」の公表値の増減とは一致しない場合がある。

●時間当たりの所定内給与は2020年4月、5月に大きく上昇した

さらに、第1-(5)-41図により、所定内給与を所定内労働時間で除した時間当たりの所定内給与をみると、2019年にはパートタイム労働者では前年同月比2～3%程度の増加傾向で推移し、一般労働者では、月々の変動が大きいものの、同じく増加傾向で推移した。2020年には、緊急事態宣言下の4月から5月にかけて一般労働者、パートタイム労働者とも所定内労働時間が大幅に減少したため、時間当たりの賃金が大きく上昇し、5月には前年同月比で一般労働者は7.0%の増加、パートタイム労働者は10.3%の増加となった。これには、緊急事態宣言下の4月、5月を中心に、感染拡大防止のための取組（外出自粛、営業自粛、休業要請など）により労働時間が所定内労働時間を中心に大きく減少した一方で、所定内給与は、休業手当の支払等もあり労働時間の減少割合ほどは減少しなかったことが背景にあるものと考えられる。また、パートタイム労働者では4～6月以外の月においても、2019年同様、前年同月比2～3%程度の増加傾向が続いている。リーマンショック期には、2020年ほどの時間当たり所定内給与の上昇はみられなかった。²³

第1-(5)-41図 就業形態別にみた時間当たり所定内給与の推移

- 所定内給与を所定内労働時間で除した時間当たりの所定内給与をみると、2020年4月から5月にかけて一般労働者、パートタイム労働者とも所定内労働時間が大幅に減少したため、時間当たりの賃金が大きく上昇した。パートタイム労働者では4～6月以外の月においても、2019年同様、前年同月比2～3%程度の増加傾向が続いている。
- リーマンショック期には、2020年ほどの時間当たり所定内給与の上昇はみられなかった。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。また、2012年以降において、東京都の「500人以上規模の事業所」についても再集計した値を示している。
 2) 時間当たり所定内給与は、所定内給与の指数を所定内労働時間の指数で除して指数化した値である。

23 一般労働者及び就業形態計の時間当たり所定内給与の前年同月比について、月々の変動が大きくなっているが、一般労働者は、所定内労働時間がカレンダー要因等による出勤日数の増減で変動しやすいのに対し、所定内給与は所定内労働時間ほど変動しないため、時間当たり所定内給与の月々の変動が大きくなっていると考えられる。